

※確認用目次

第 3 章 多摩市の子ども・子育てを取り巻く環境	1
3-1 統計データから見た社会環境の変化	1
(1) 人口・世帯数	1
①人口・世帯の推移	1
②人口動態	1
③年齢別人口	2
④年少人口比率	2
(2) 出生の動向	3
①出生数	3
②合計特殊出生率	3
(3) 就労の状況	4
①就業率	4
②就学前児童のいる世帯の就業率	4
(4) 未就学児の保育園、幼稚園等への就園状況 (H26.4.1 時点)	5
(5) 待機児童の状況	6
3-2 ニーズ調査からみた子育ての状況	7
(1) 子育ての不安	7
(2) 経済的な状況別の子育てについての不安や負担	8
(3) どちらが主に子育てを行っているか別の、子育ての不安や負担感の有無	9
(4) 主に子育てを行う人別、具体的な不安や負担	10
(5) 悩みの相談相手	11
(6) 保護者の就労状況 (未就学児)	13
(7) 定期的な教育・保育事業の利用状況 (未就学児)	14
(8) 教育・保育の定期的に利用している事業 (未就学児)	14
(9) 希望する放課後の過ごし方 (小学生)	15
(10) 多摩市における広義のひきこもり群推計数 (満 15 歳から満 39 歳までが対象)	16
(11) 経済的状況における学習への影響 (放課後、休日の過ごし方)	17
3-3 子ども・子育てを取り巻く社会動向	19
(1) 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	19
(2) 子ども・子育てビジョン	19
(3) 子ども・子育て支援法	20
(4) 子ども・若者育成支援推進法	20
(5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律	20
(6) 健やか親子 21 (第 2 次)	21
(7) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進	21
3-4 子ども・子育て支援の現状と課題	22
(1) 子育てのための支援 ①子育て支援部会	22

(2) 子どもの人権の尊重	①子育て支援部会	22
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	②さらなる充実した支援のための部会	22
(4) 安心できる保育体制の充実	①子育て支援部会	23
(5) 安定した家庭生活に向けた支援	②さらなる充実した支援のための部会	23
(6) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	①子育て支援部会	23
(7) 地域社会全体での子育て支援	②さらなる充実した支援のための部会	24
(8) 子育てを支援する生活環境の整備	③生活環境部会	24
(9) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立	④子ども若者部会	24
(10) 子どもの貧困対策	④子ども若者部会	24

第4章 計画の基本的な考え方25

4-1 基本理念	25
4-2 基本方針	26
〔基本方針1〕子どもの健やかな成長への支援	26
〔基本方針2〕子育て家庭への支援	26
〔基本方針3〕子育て・子育てを育む地域づくり	26
〔基本方針4〕子ども・若者に対する多角的な支援	26

第5章 施策の展開.....27

5-1 施策体系	27	
5-2 施策の展開	28	
基本施策1-① 子育てのための支援	①子育て支援部会	28
施策1 幼児期・学童期の教育・保育の充実	28	
施策2 子どもと親子の居場所づくりの推進	29	
施策3 児童の健全育成	29	
施策4 子どもの健康の確保	30	
基本施策1-② 子どもの人権の尊重	②子育て支援部会	34
施策5 児童虐待の防止と早期発見・早期支援	34	
基本施策1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	②さらなる充実した支援のための部会	36
施策6 障がい児施策の充実	36	
施策7 専門的な支援の充実	37	
基本施策2-① 安心できる保育体制の充実	①子育て支援部会	38
施策8 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化	38	
施策9 ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供	38	
基本施策2-② 安定した家庭生活に向けた支援	②さらなる充実した支援のための部会	41
施策10 ひとり親家庭の自立支援の推進	41	
施策11 児童虐待の防止と早期発見・早期支援	41	
施策12 経済的な支援の推進	44	

施策 13	多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	45
施策 14	次代の親の育成	45
基本施策 2-③	妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ①子育て部会	47
施策 15	子育て家庭の健康の確保	47
施策 16	家庭の教育力の向上	48
基本施策 3-①	地域社会全体での子育て支援 ②さらなる充実した支援のための部会	49
施策 17	地域コミュニティによる子育て支援の充実	49
施策 18	持続可能な放課後子ども教室の運営	49
基本施策 3-②	子育てを支援する生活環境の整備 ③生活環境部会	50
施策 19	良好な住環境の確保	50
施策 20	安全・安心なまちづくりの推進	50
基本施策 4-①	支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立 ④子ども若者部会	52
施策 21	世代に応じたひきこもり支援の推進	52
施策 22	地域の中での支援ネットワークづくり	52
施策 23	子ども・若者を支援するしくみづくり	53
基本施策 4-②	子どもの貧困対策 ④子ども若者部会	54
施策 24	経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援	54
施策 25	地域の中での支援ネットワークづくり	54

第3章 多摩市の子ども・子育てを取り巻く環境

3-1 統計データから見た社会環境の変化

(1) 人口・世帯数

①人口・世帯の推移

過去20年の人口と世帯数の推移をみると、人口は平成18年までは横ばい傾向が続いていましたが、平成19年以降大きく増加し、平成28年では148,000人を超えています。世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

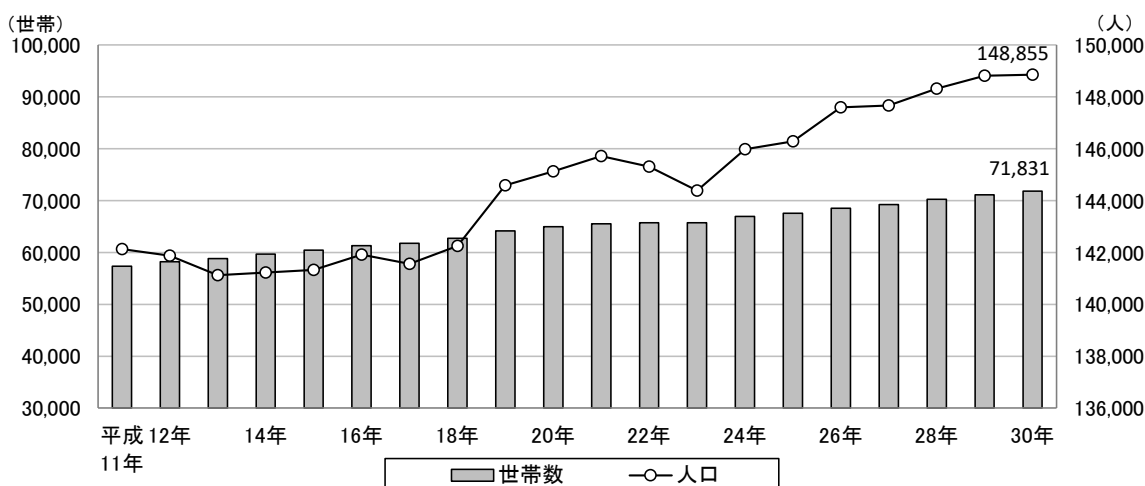


図 人口・世帯数の推移 資料：「住民基本台帳人口、各年10月1日」

②人口動態

過去20年の人口動態をみると、自然増減では自然増が続いていましたが、平成24年に自然減に転じ、その後減少傾向が続いています。

一方、社会増減は社会減が続いていましたが、平成19年、25年に大規模団地の建替えや駅前マンションの建設等による2,000人超の大きな増加があり、平成27年以降は社会増が続いています。

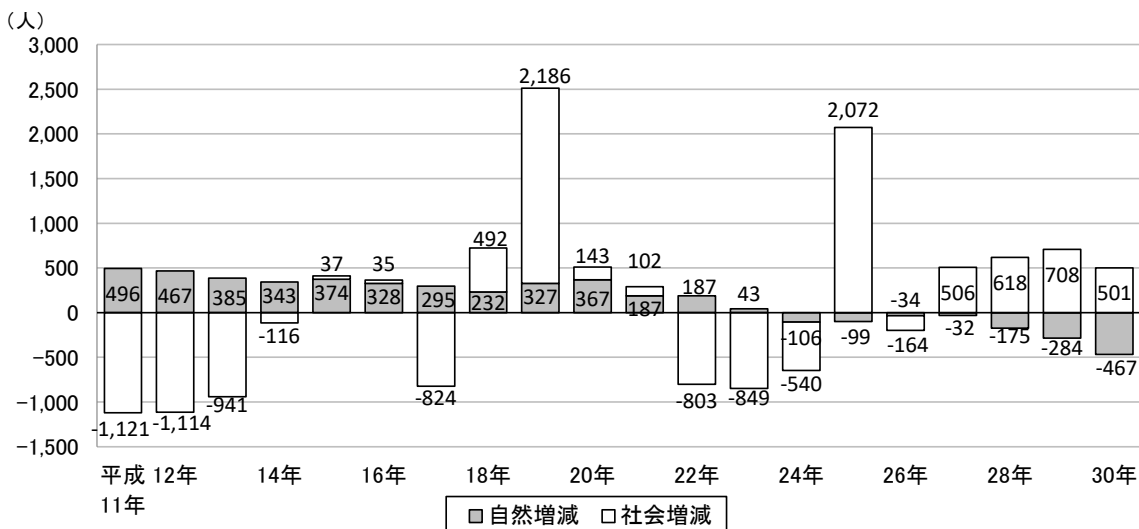


図 人口動態の推移 資料：「住民基本台帳人口」

③年齢別人口

年齢別人口をみると、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、老年人口は平成22年以降20%を超え、平成30年では28.1%となっています。

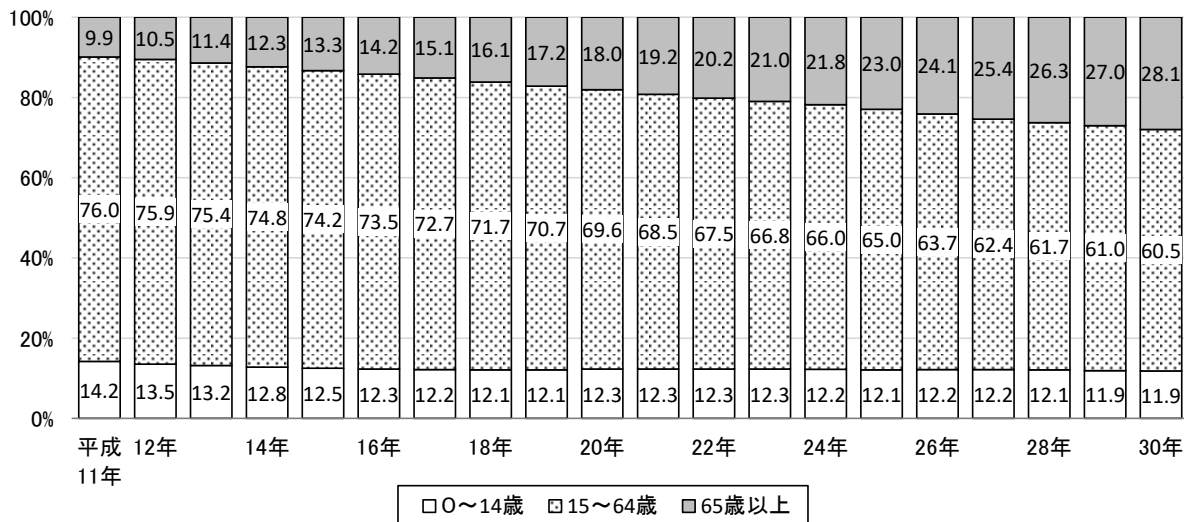


図 年齢別人口の推移 資料：「住民基本台帳人口、各年1月1日」

④年少人口比率

年少人口比率を本市、東京と、全国と比較すると、いずれにおいても平成17年まで減少傾向であったものが、平成22年には増加に転じ、平成27年では再度減少となり、本市は11.8%と東京都平均を若干上回っています。

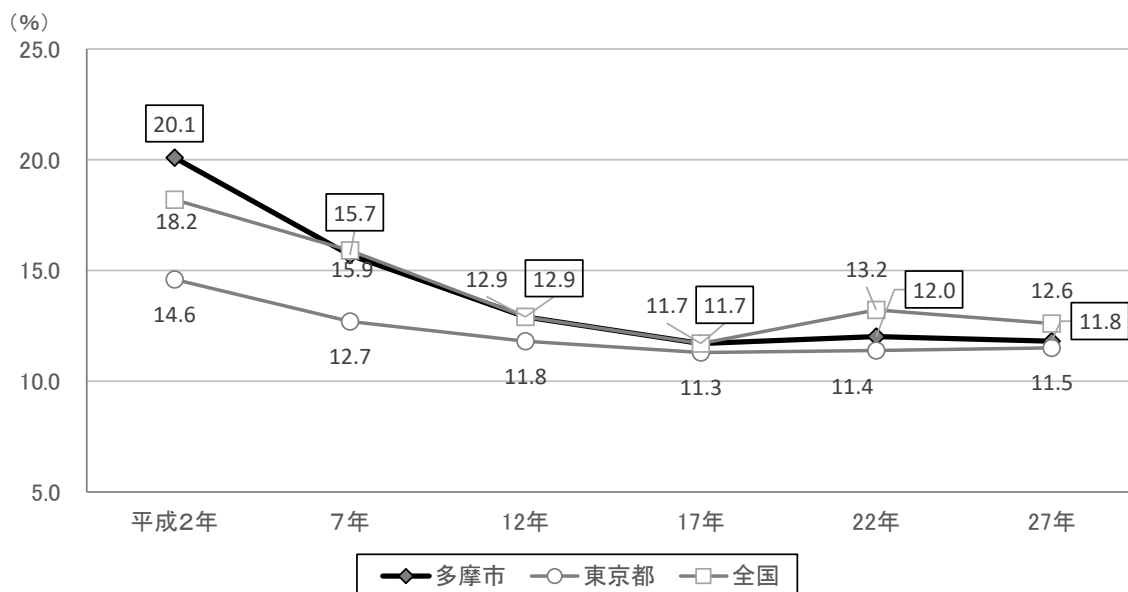


図 年少人口比率の推移 資料：「国勢調査」

(2) 出生の動向

① 出生数

本市の出生数は、平成20年に1,200人を超えてピークを向かえ、その後減少に転じ、平成26年にはいったん増加しましたが、減少傾向は続き、平成28年以降は1,000人を下回っています。

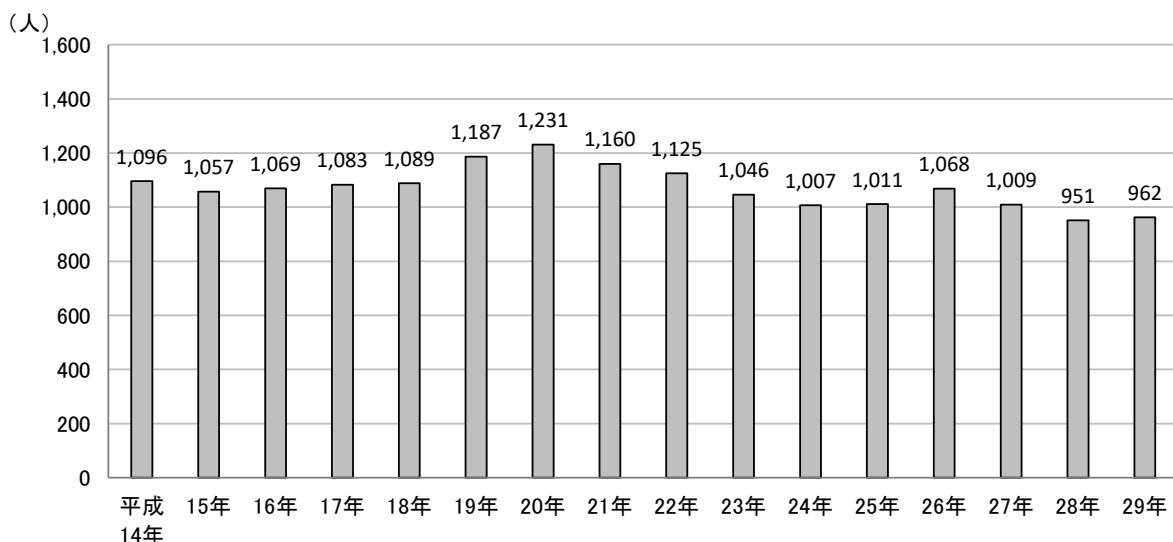


図 出生数の推移 資料：「人口動態統計」(東京都福祉保健局)

「住民基本台帳年齢別人口」(多摩市)

② 合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、全国では緩やかな増加傾向にある一方で、本市は平成20年に1.19に達した後減少に転じましたが、平成26年では1.22まで増加し、近年では1.2前後を維持しています。

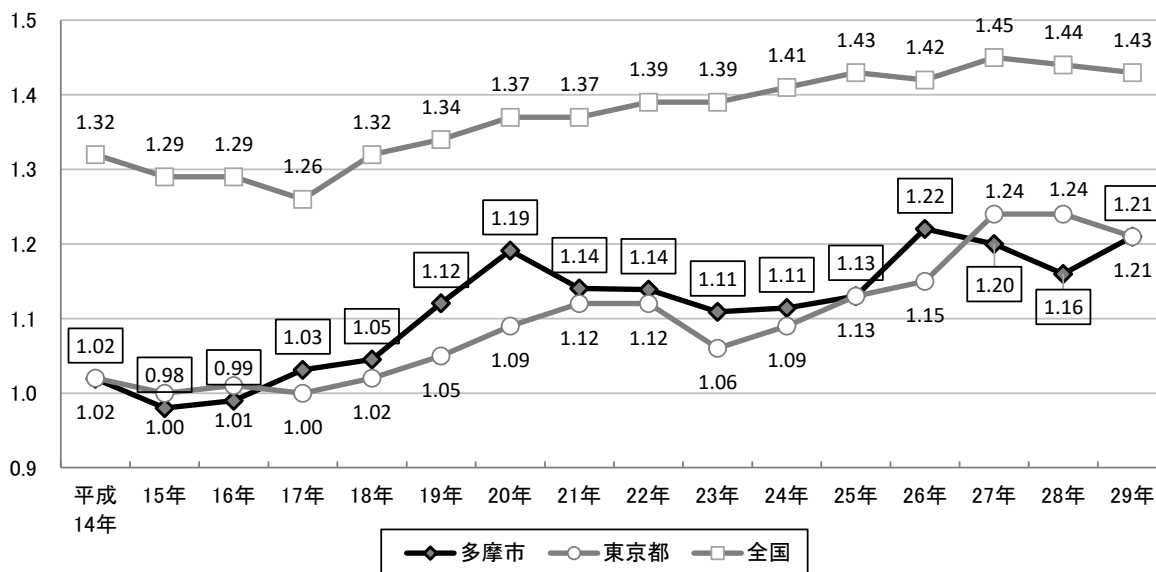


図 合計特殊出生率 資料：多摩市及び東京都「人口動態統計」(東京都福祉保健局)

全国「人口動態統計年報」(厚生労働省)

(3) 就労の状況

① 就業率

就業者数の推移をみると、男性は平成12年以降、減少傾向にあり、女性は平成12年まで増加傾向であったものが、平成17年以降減少に転じています。

男女別の就業率をみると、男性は減少傾向にあり平成27年で55.6%、女性は増加傾向であったものが減少し、平成27年で40.5%となっています。

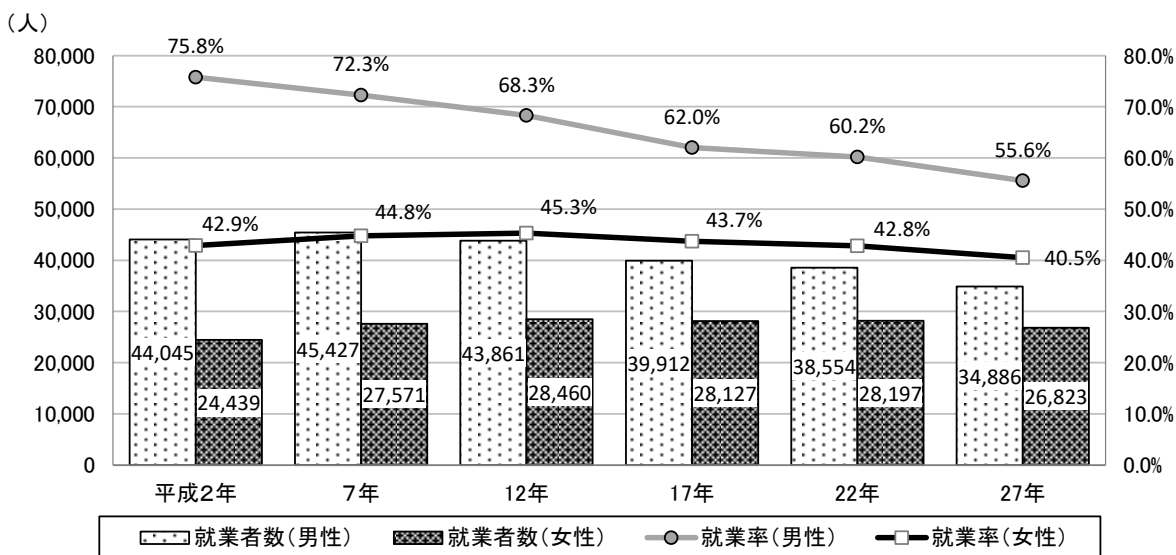


図 就業者数と就業率 資料：「国勢調査」

※就業率：15歳以上人口に対する就業者の割合

② 就学前児童のいる世帯の就業率

6歳未満の就学前児童がいる世帯数は、平成27年で4,848世帯、そのうち妻が就業している世帯は2,101世帯となっており、その割合は43.3%と増加傾向が続いており、子育て世帯の女性の就業率の高さがうかがえます。

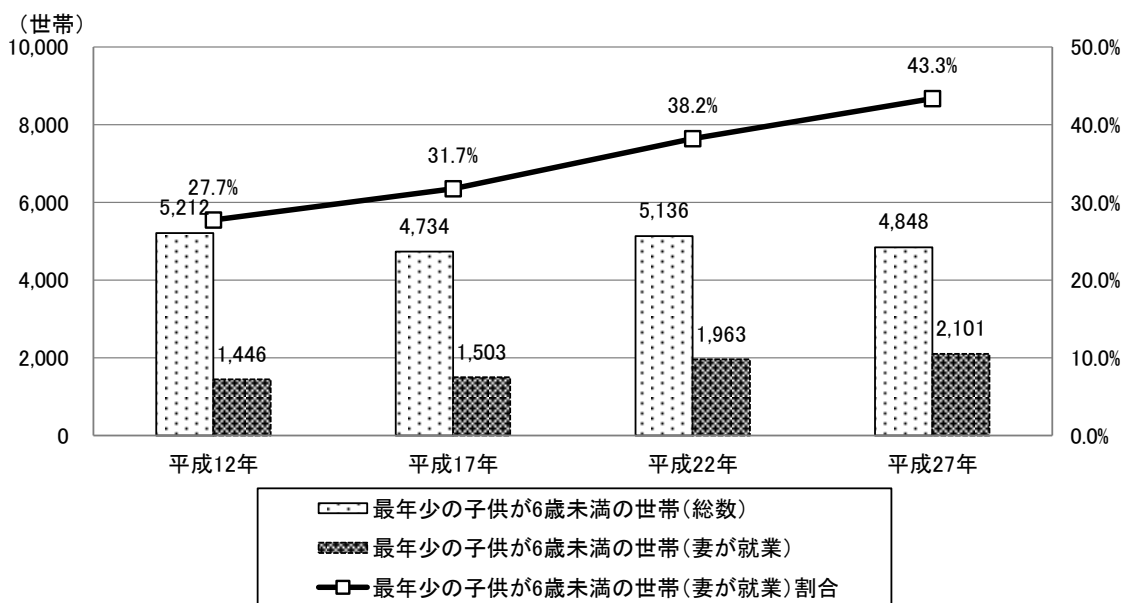
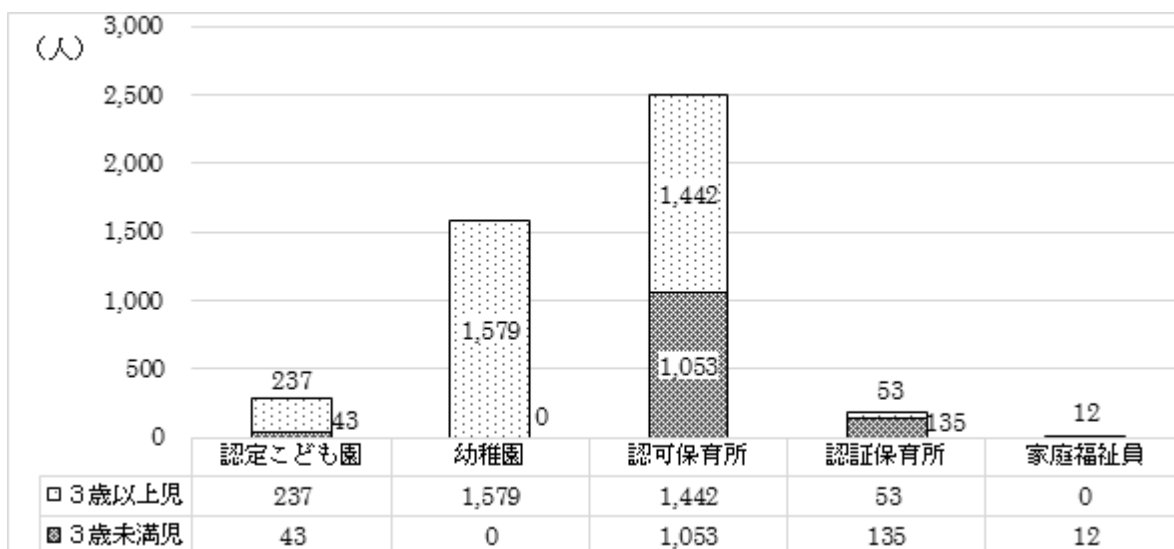


図 就学前児童のいる世帯の状況 資料：「国勢調査」

(4) 未就学児の保育園、幼稚園等への就園状況 (H26.4.1 時点)

就園状況では認可保育所がもっとも多くの子どもを預かっています。しかしながら3歳以上児は認可保育所よりも幼稚園の利用が多くなっています。



○平成31年時点の状況も、3歳以上児は認可保育所よりも幼稚園の利用が多くなっています。3歳未満、3歳以上でいずれにも属していない未就学児への支援やサービスもより求められてきます。

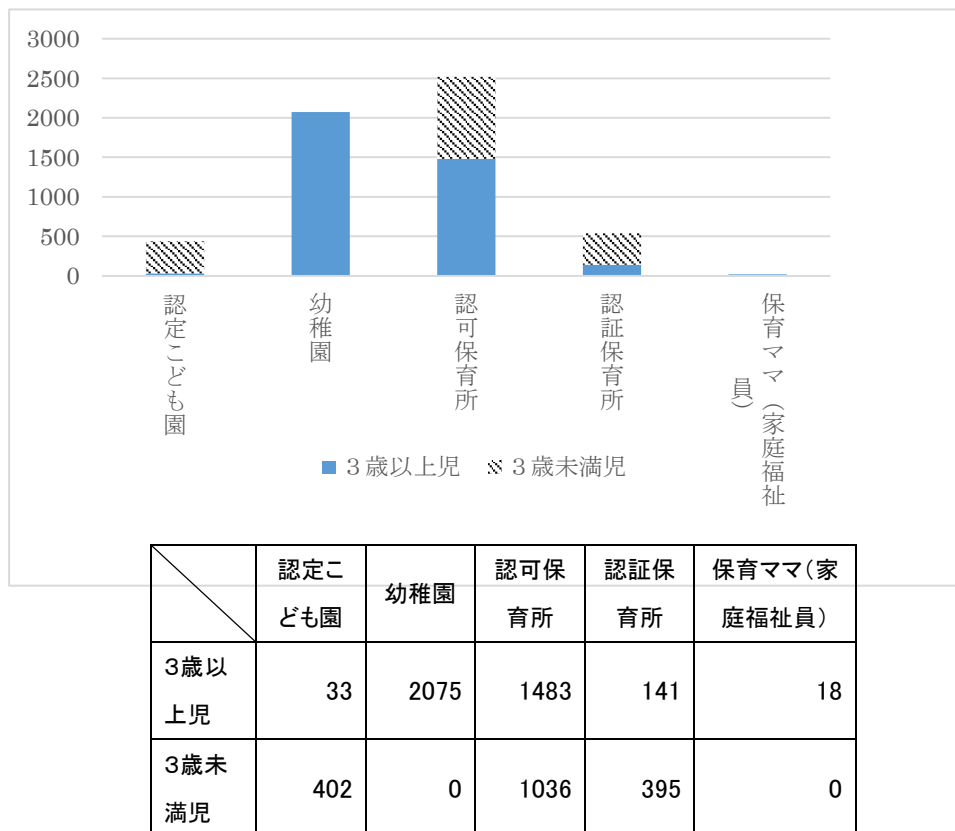


図 未就学児の就園状況 (H31.4.1 時点)

(5) 待機児童の状況

本市の認可保育所の待機児童数は、平成19年に100人に達し、平成22年には最多の218人となりましたが、平成23年以降は計画的な定員増加を図ったため、減少傾向となっています。また、多摩ニュータウンの建替えに伴い、再び保育ニーズが増加し平成26年度は116名の待機が発生しましたが、定員の空き状況は56人となっており、地域的なミスマッチや利用調整の難しさが考えられます。

近年では80人前後で横ばいの状況が続いています。

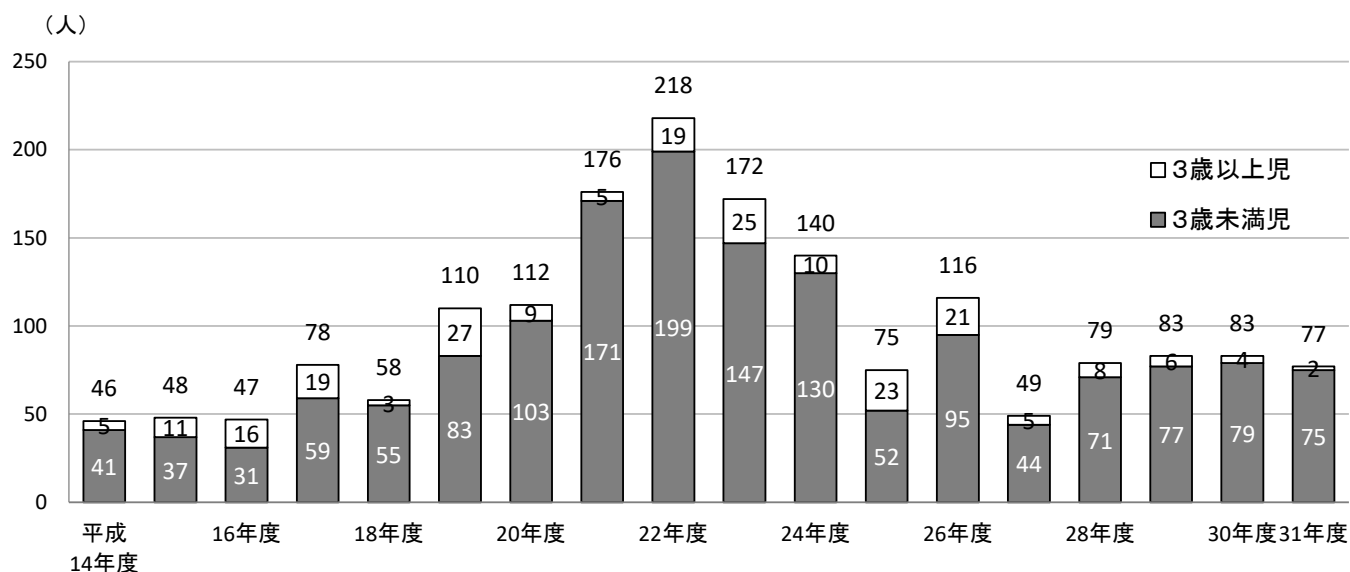


図 待機児童数の推移 資料：多摩市（各年4月1日）

3-2 ニーズ調査からみた子育ての状況

平成30年10月に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果による、親の意識・就労状況、教育・保育事業の利用状況は以下の通りです。

(1) 子育ての不安

【未就学児】

○不安や負担を「何となく感じる」が3割台半ば近くで最も高くなっています。

○「非常に感じる」と「何となく感じる」をあわせた“感じる”は4割台半ばを占め、変わらず半数近くの方が何らかの子育ての不安を抱えています。

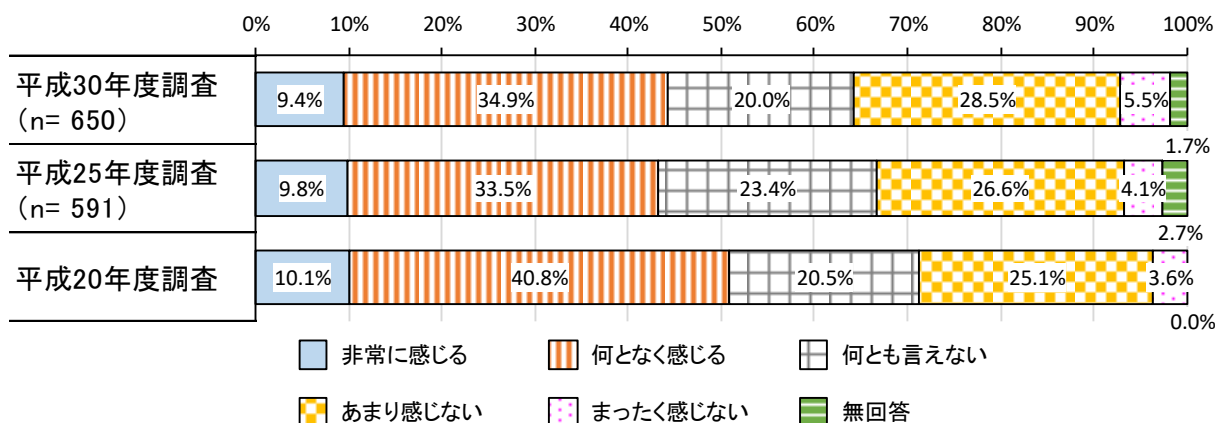


図 子育てについて不安や負担

【小学生】

○不安や負担を「何となく感じる」が3割台半ばで最も高く、「非常に感じる」と「何となく感じる」をあわせた“感じる”は約5割を占め、前回調査を比較して8.2ポイント増加しています。

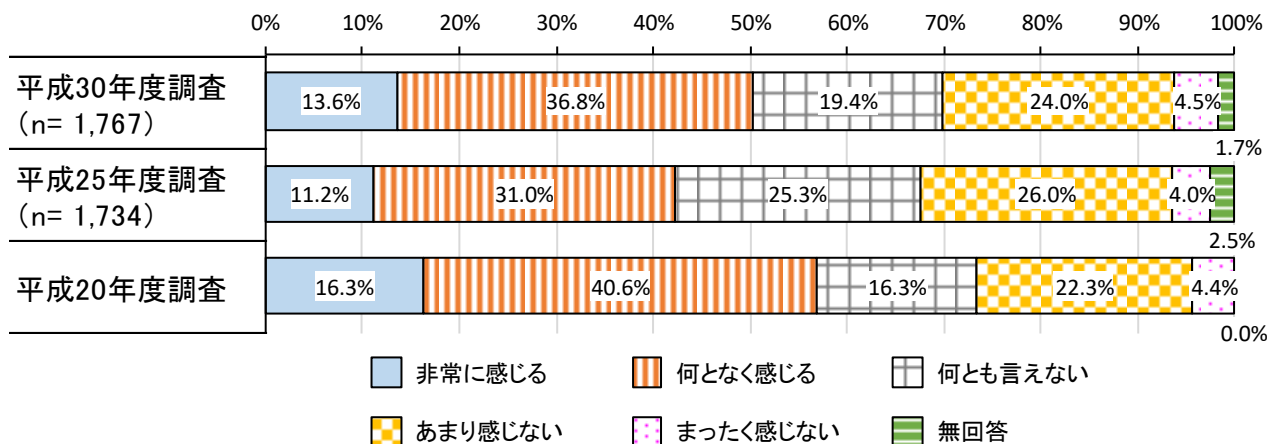


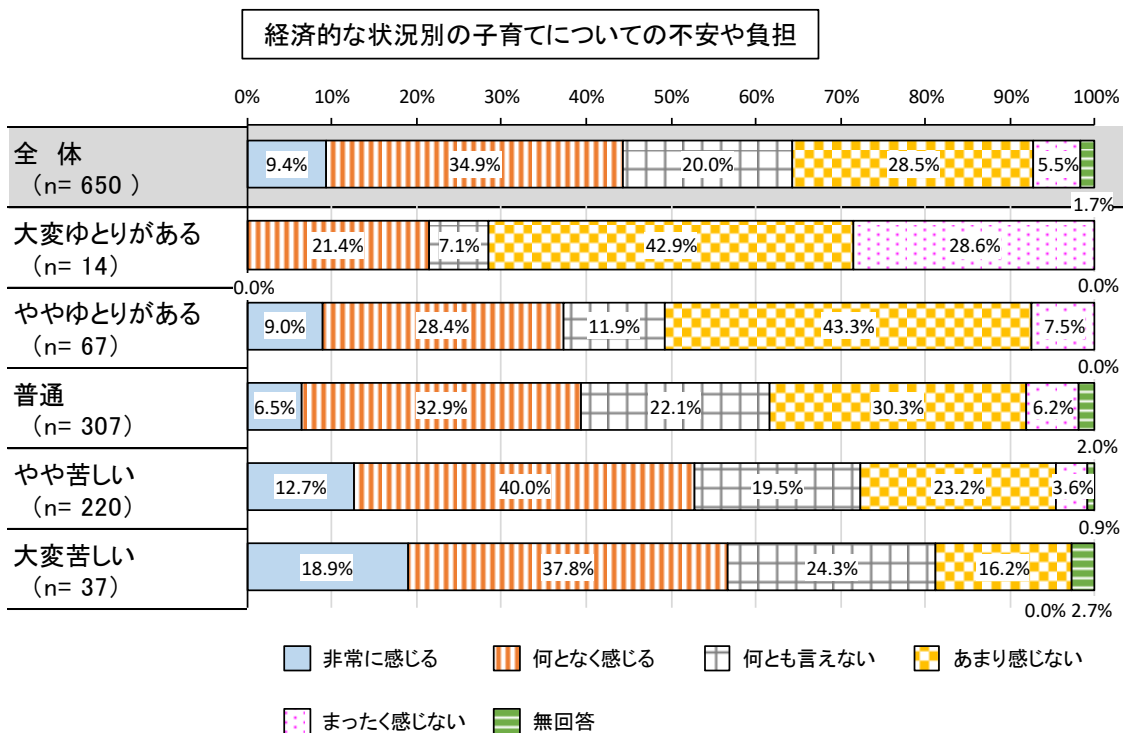
図 子育てについて不安や負担

(2) 経済的な状況別の子育てについての不安や負担

【未就学児】

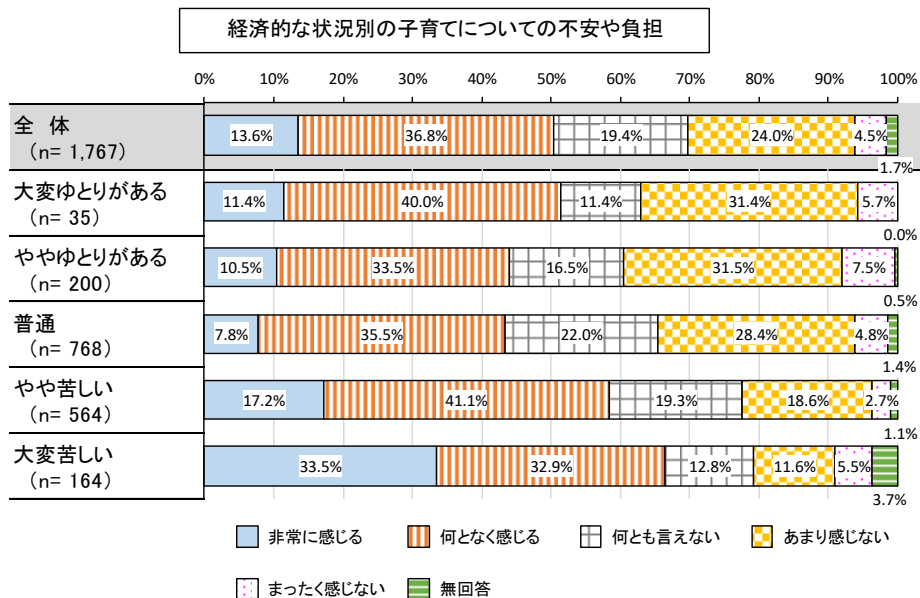
○経済的な状況が「大変苦しい」では、不安や負担が「非常に感じる」、「何となく感じる」あわせて、半数以上に上っています。

○逆に、経済的にゆとりがあるに従い、不安や負担が「非常に感じる」、「何となく感じる」の合計値の割合は下がっていきます。



【小学生】

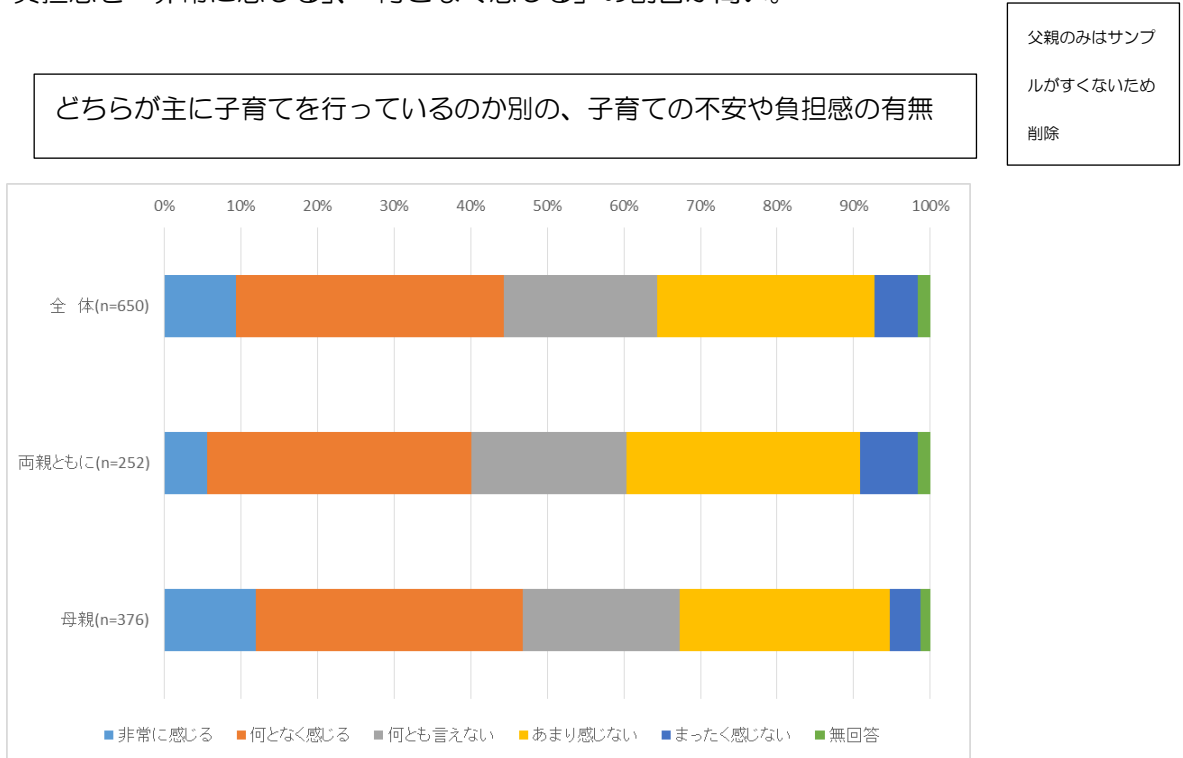
○小学生になると経済的な状況別のどの階層でも、子育てについての不安や負担を「非常に感じる」が一定程度現れてきている。やはり、「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答した階層に顕著に現れているが、小学生の親で一番子育てについての不安や負担が「非常に感じる」「何となく感じる」を少なく回答したのは、経済状況が「普通」と回答した世帯である。



(3) どちらが主に子育てを行っているか別の、子育ての不安や負担感の有無

【未就学児】

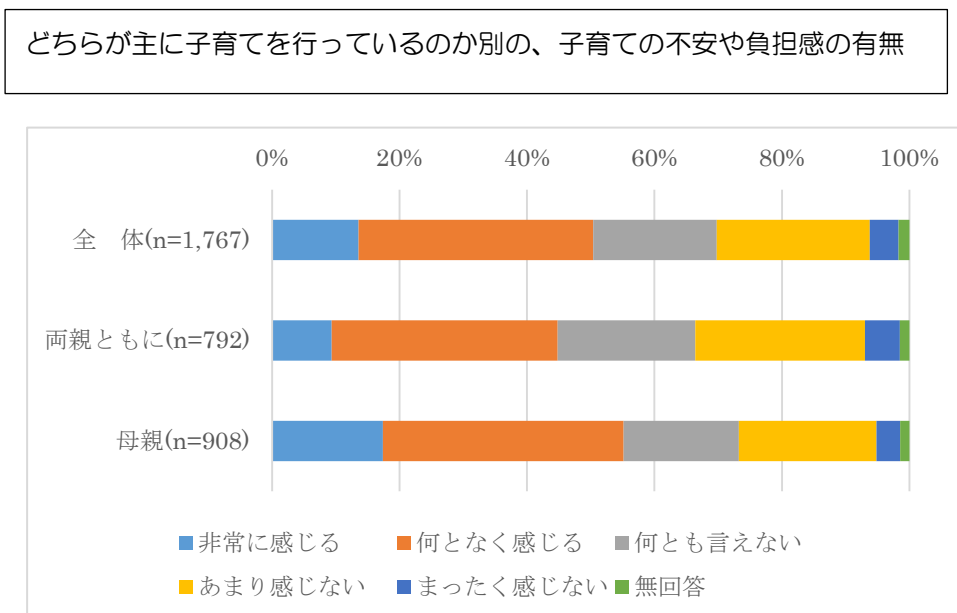
○子育てを「両親ともに」おこなっているより、「母親」が主に行っている方が、子育ての不安や負担感を「非常に感じる」、「何となく感じる」の割合が高い。



【小学生】

○子育てを「両親ともに」おこなっているより、「母親」が主に行っている方が、子育ての不安や負担感を「非常に感じる」、「何となく感じる」の割合が高い。

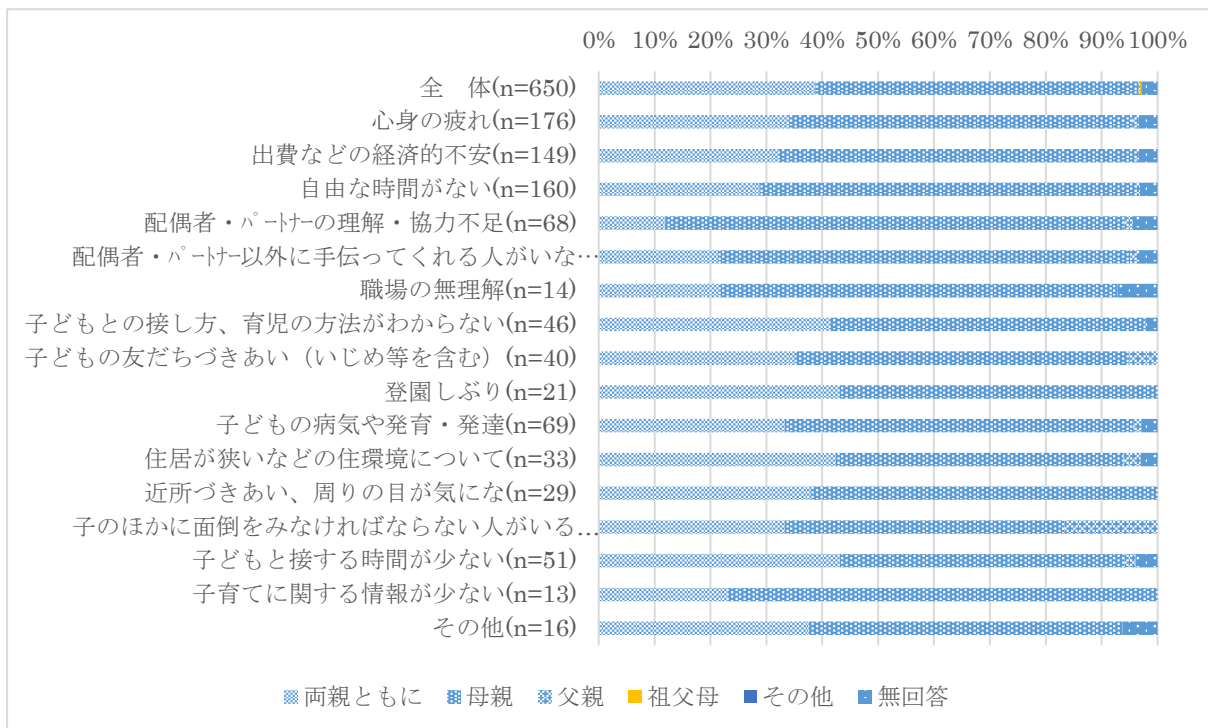
○「未就学児」より「小学生」の方がやや顕著に傾向がやすい。



(4) 主に子育てを行う人別、具体的な不安や負担

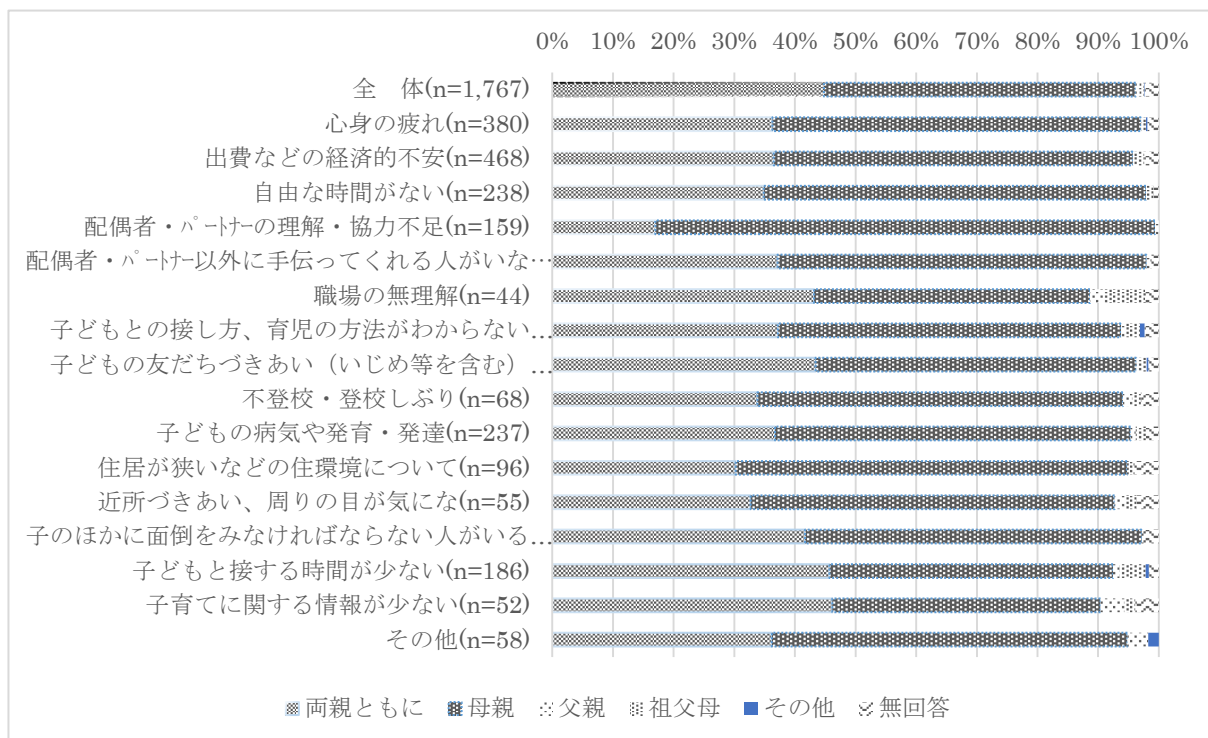
【未就学児】

○「両親ともに」子育てを行う人より、「母親」のみで子育てを行う人の方が、具体的な不安や負担が多い傾向があり、さらにその中でも、「配偶者・パートナーの理解・協力不足」をあげている。



【小学生】

○小学生でも、主に負担をし、不安を抱えているのは母親だが、父親や、祖父母なども割合が乳幼児と比べると上昇し、母親を中心として子育てしている世帯が中心だが、両親を中心として共働きで子育てしている世帯、それを支える祖父母世代像が浮きぼりになってくる。



(5) 悩みの相談相手

【未就学児】

○相談先は「配偶者・パートナー」が8割台半ばを占め最も高く、次いで「友人・知人」「自分や配偶者の親族」が7割台半ばを占めています。

○「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は約1割にとどまっています。

○前回調査から「友人・知人」「保育園・幼稚園の保護者仲間」の割合が減少しており、親同士のコミュニケーションが希薄になりつつあると推測されます。

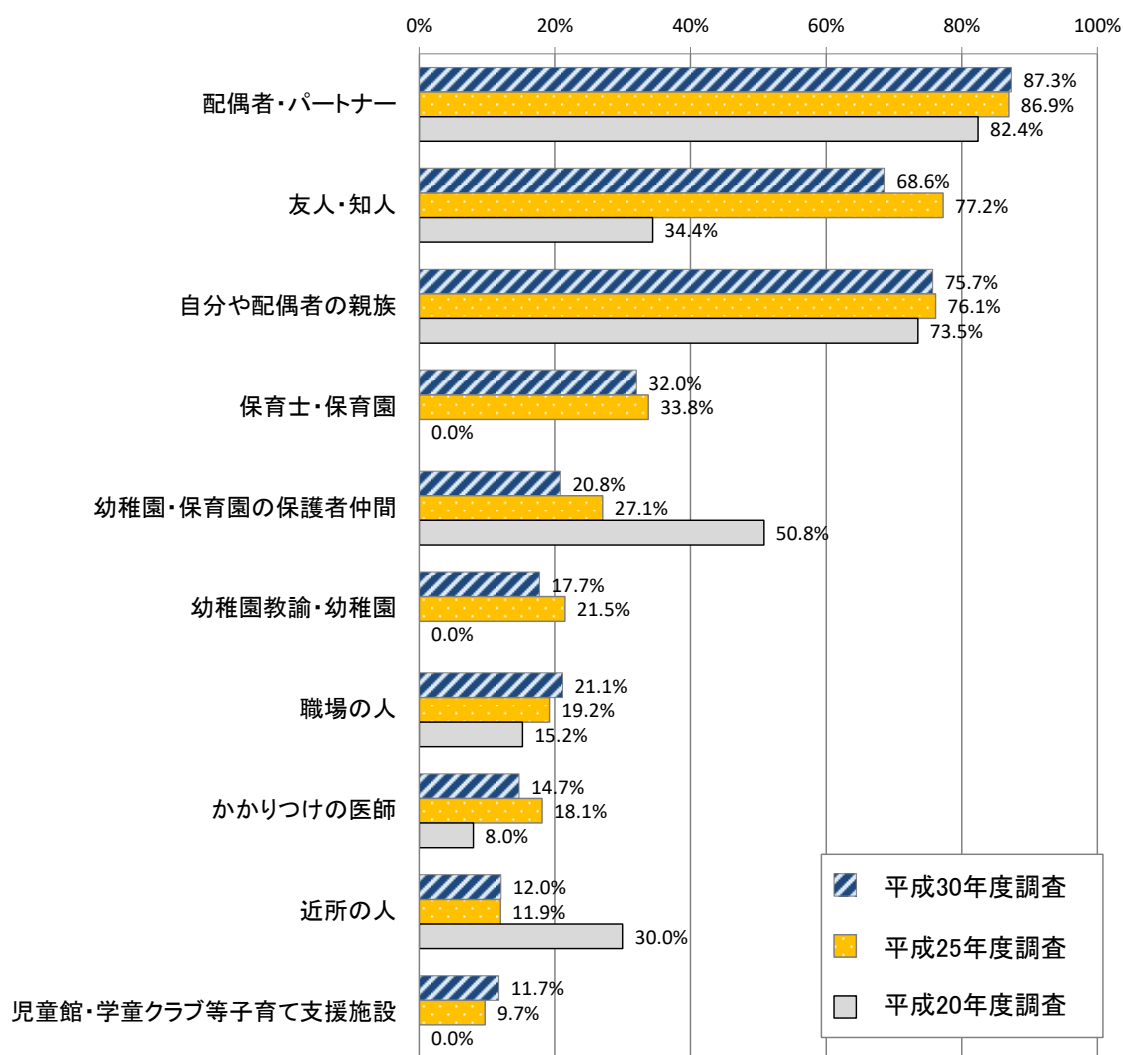


図 気軽に相談できる人・場所

※平成25年度調査と平成20年度調査では選択肢が一致しない項目がある

- ・「友人・知人」の平成20年度調査の選択肢は「学生時代の友人」
- ・「祖父母等の親族」の平成20年度調査の選択肢は「同居している親族（親、きょうだい等）」「その他同居していない親族」
- ・「保育士・保育園・幼稚園教諭・幼稚園」の平成20年度調査の選択肢は「保育園、幼稚園の先生」
- ・「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は平成20年度調査では選択肢なし

【小学生】

○相談先は「配偶者・パートナー」が約8割で最も高く、次いで「友人・知人」「自分や配偶者の親族」となっています。

○前回調査から、「同じ学校の保護者仲間」の割合が減少しており、未就学児と同様に親同士のコミュニケーションが希薄になりつつあると推測されます。

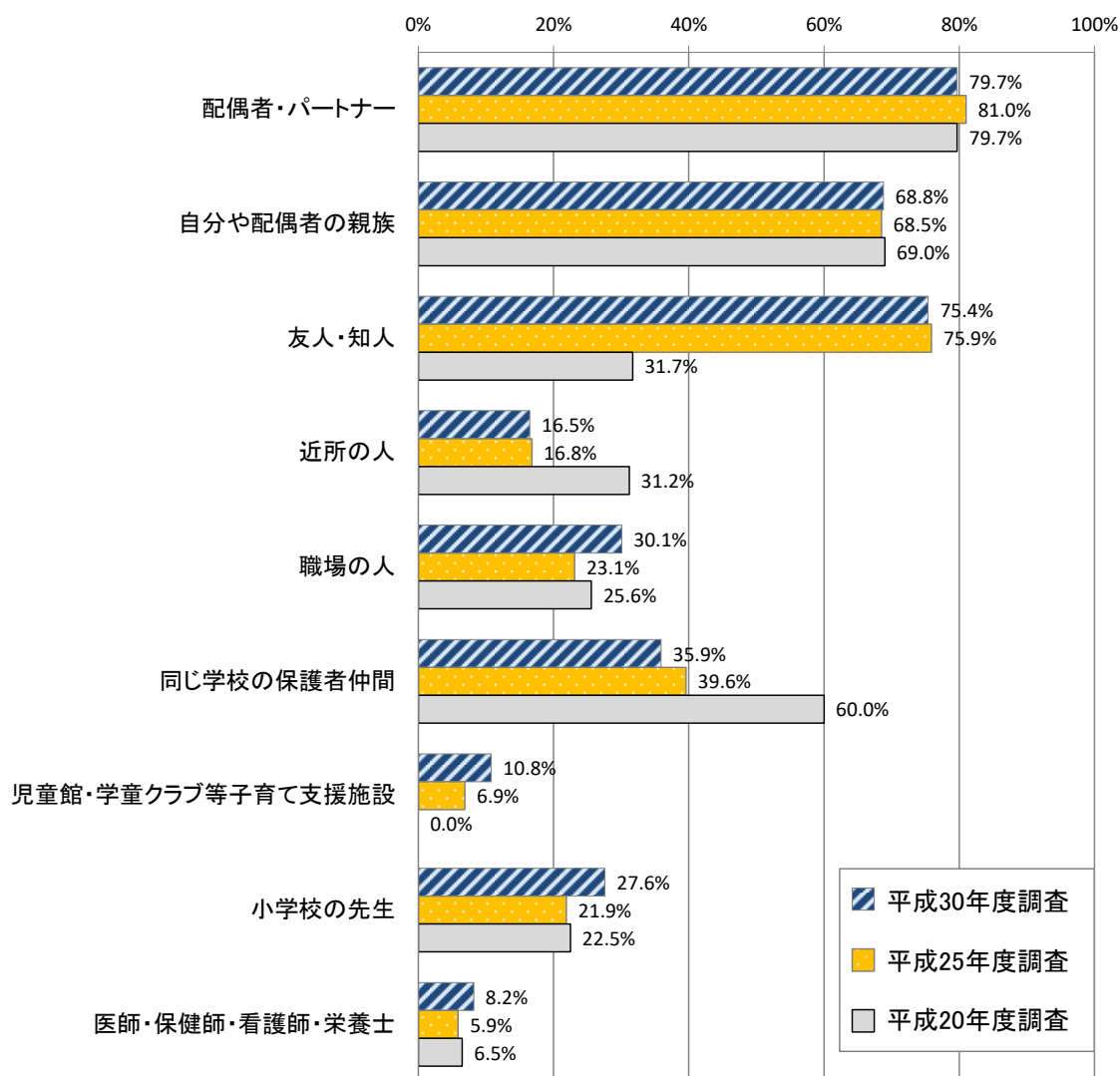


図 気軽に相談できる人・場所

※平成25年度調査と平成20年度調査では選択肢が一致しない項目がある
 ・「友人・知人」の平成20年度調査の選択肢は「学生時代の友人」
 ・「児童館・学童クラブ等子育て支援施設」は平成20年度調査では選択肢なし

(6) 保護者の就労状況（未就学児）

○母親は「今は働いていない」が最も高く、3割台半ばを占めていますが減少傾向にあります。

○母親はフルタイム就労が増加しており、全体的に母親の就労率が上がっています。

○母親の育児休暇・介護休暇中が微増しています。

○就労希望のある母親が多く、保育への潜在的ニーズが高い状況がうかがえます。

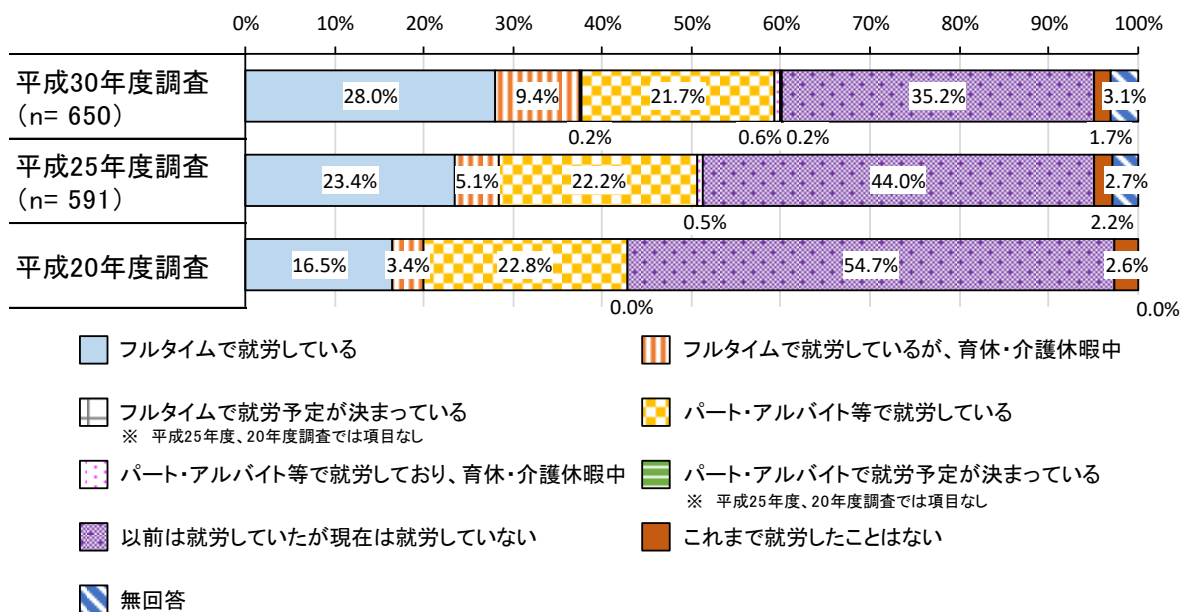


図 保護者（母親）の就労状況

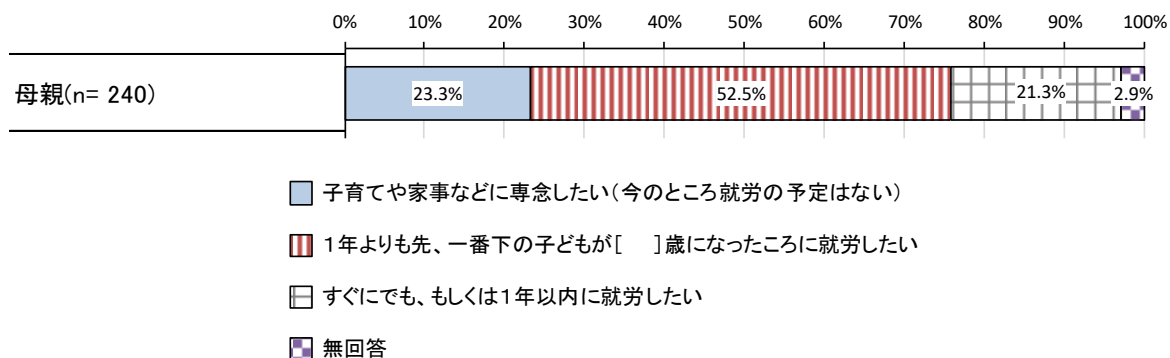
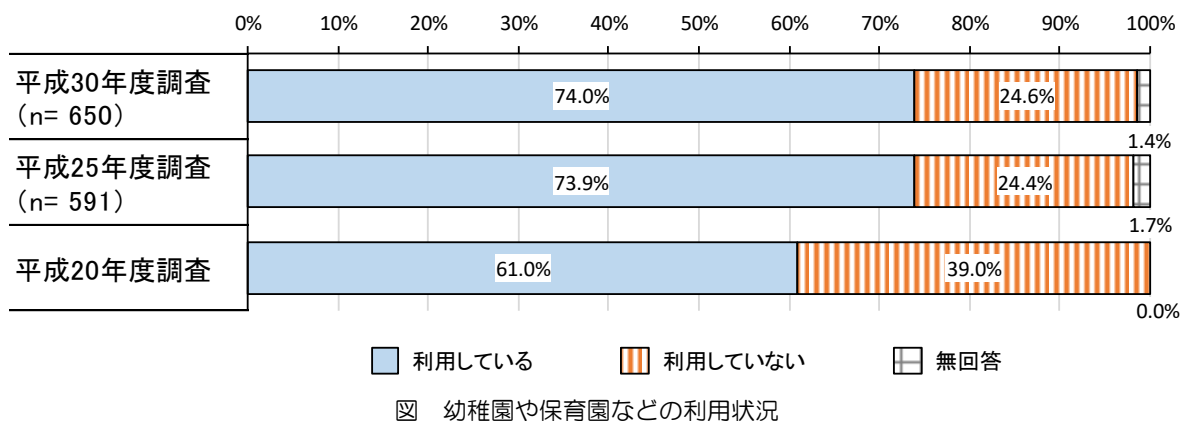


図 現在働いていない母親の就労希望

(7) 定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）

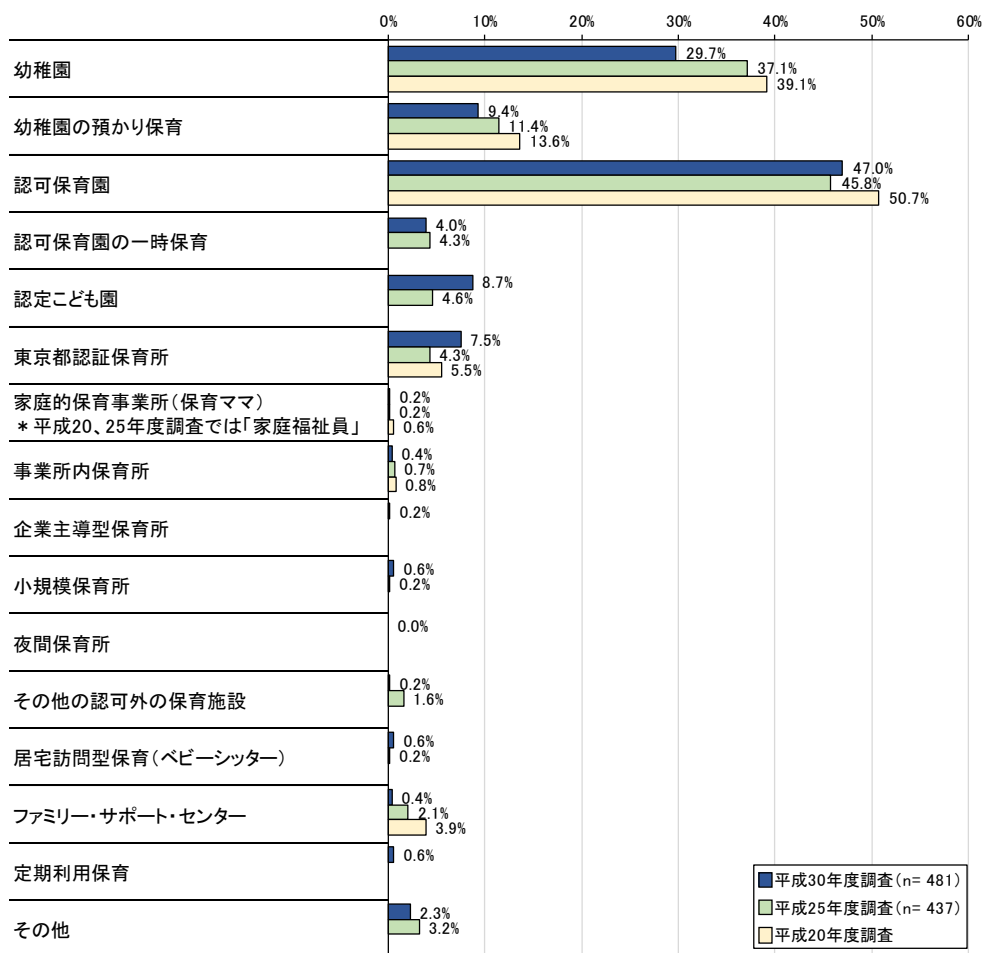
○定期的な教育・保育の事業を「利用している」方が7割台半ばを占めています。

○前回調査から「利用している」は大きな変化は見られませんが、3歳未満児の利用者規模が維持されている状況が推測されます。



(8) 教育・保育の定期的にご利用している事業（未就学児）

○「認可保育園」は対象児童が0歳から5歳、「幼稚園」は3歳以上児が対象となっていることから、未だに幼稚園利用者の割合が高い状況です。



(9) 希望する放課後の過ごし方（小学生）

【小学校低学年（1～3年生）】

○小学校低学年では、「学童クラブ」「児童館」「放課後子ども教室」を放課後の過ごし場所として考えている保護者の割合が前回調査から大きく増加しており、放課後の施設の利用ニーズが高まっている状況がうかがえます。

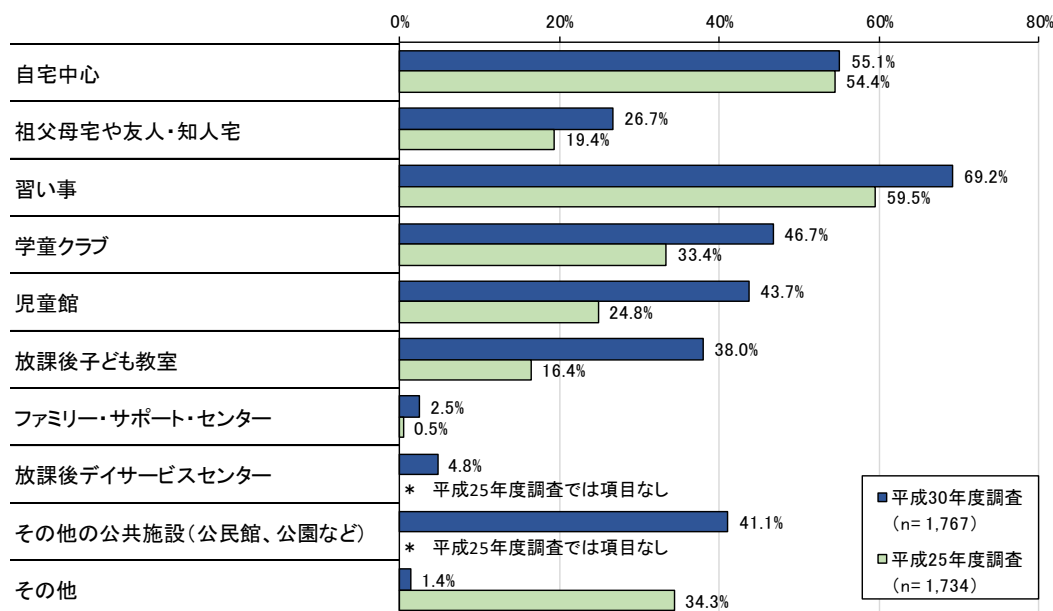


図 小学校低学年の希望する放課後の過ごし方

【小学校高学年（4～6年生）】

○小学校高学年では、「習い事」が7割台半ばで最も高く、次いで「自宅中心」「児童館」となっています。

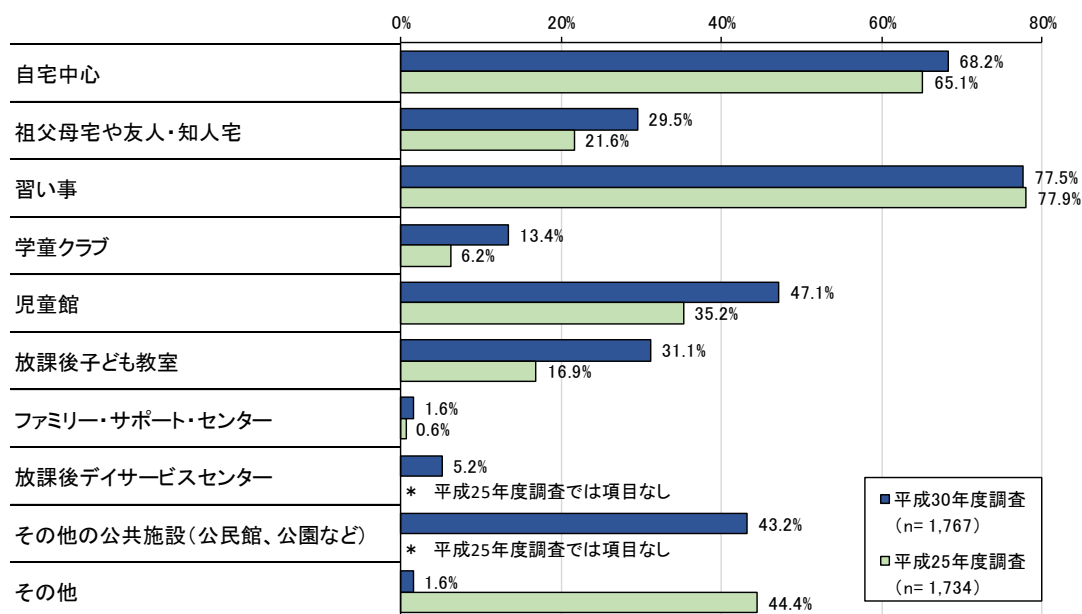


図 小学校高学年の希望する放課後の過ごし方

(10) 多摩市における広義のひきこもり群推計数 (満15歳から満39歳までが対象)

○平成27年度内閣府が行った調査結果では広義のひきこもり群の出現率は1.57%でした。

平成30年度実施した子ども・子育てに関するニーズ調査から、多摩市において家から出ないもしくは外出しても友人等とコミュニケーションをまったくとらない人の出現率は1.28%、推計数は490名、また、友人等とのコミュニケーションをほとんどとらないと回答した人を含めた出現率は2.71%であり、推計数は1,039人でした。

(回答数=700人)

	内閣府によるひきこもり群の定義	ニーズ調査結果	該当数
狭義のひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・自室からは出るが、家からは出ない ・自室からほとんど出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自室から出るが、家からは出ない 	1人
		<ul style="list-style-type: none"> ・用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをまったくとらない 	8人
準ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・用事で週1～5日外出する+外出時に友人や知人とコミュニケーションをほとんどとらない 	10人
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 仕事、学校や他人と行う活動を目的とした外出がなく、かつ家族以外とのコミュニケーションがない状態をひきこもりととらえた場合 </div>	計19人

※広義のひきこもりとは、狭義のひきこもりと準ひきこもりの合計をいう。

※いずれもその状態が6か月以上続いているもの

※多摩市ニーズ調査の「用事」は、家事・育児、遊び、趣味・習い事、運動、飲食、通院のみ回答した人

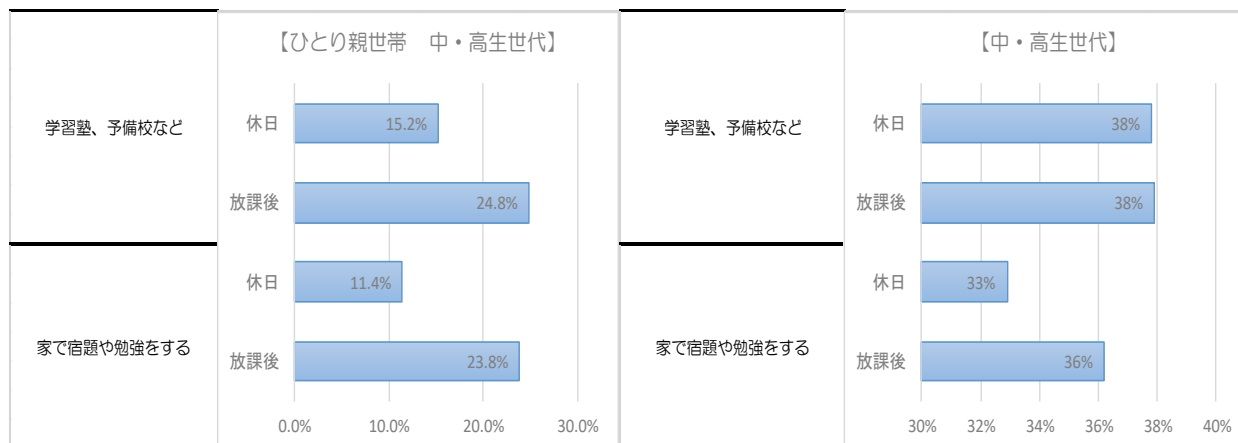
※国のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによると「社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）などを回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）のことをひきこもり状態」と定義。

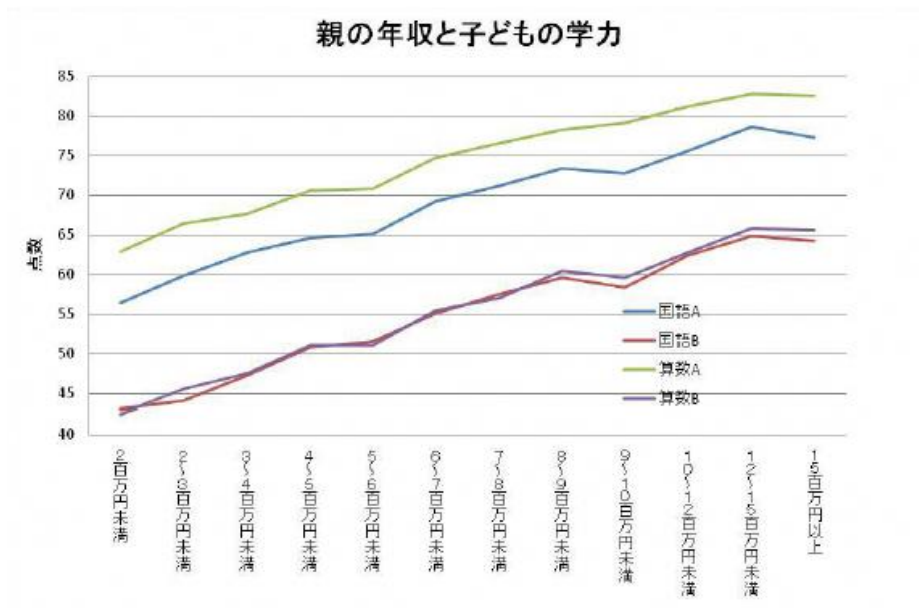
多摩市子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査	回答数	出現率	多摩市人口（15～39歳） 38,359人からの 推計（H31.4.1）
家から出ない + 外出するが友人や知人とコミュニケーションを 【まったく】とらない	9/700	1.28%	490人
家から出ない + 外出するが友人や知人とコミュニケーションを 【ほとんど+まったく】とらない	19/700	2.71%	1,039人

（11）経済的状況における学習への影響（放課後、休日の過ごし方）

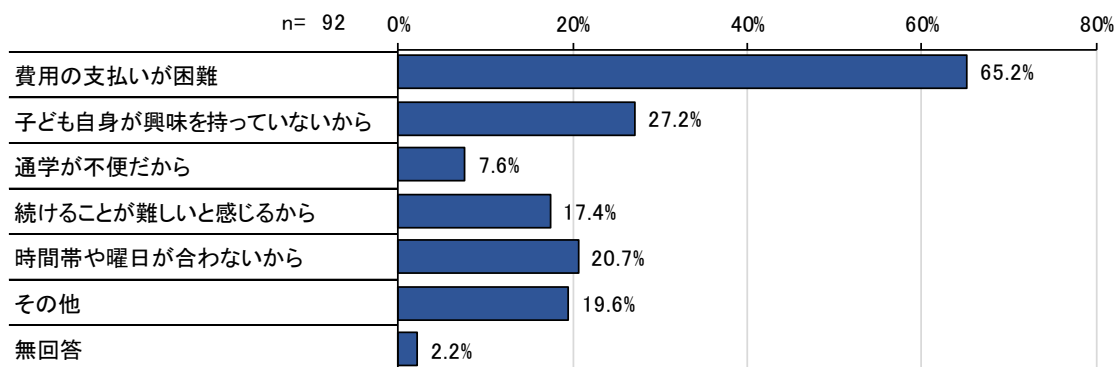
○世帯収入が高いほど、概ね学力が高い傾向にありますが、世帯収入や保護者の学歴で学力が決定されるのではなく、不利な環境を克服し、高い学力を達成している児童生徒も一定数存在していると国の調査の中で指摘されています。（「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」平成29年度）。

本市では【中・高生世代】と【ひとり親世帯 中・高生世代】の放課後、休日の過ごし方について比較したところ、【中・高生世代】では「学習塾、予備校」、「家で宿題や勉強をする」平日、休日ともに30%を超えており、一方【ひとり親世帯 中・高生世代】では平日は20%台、休日は10%台と学習時間にも大きく差がみられました。

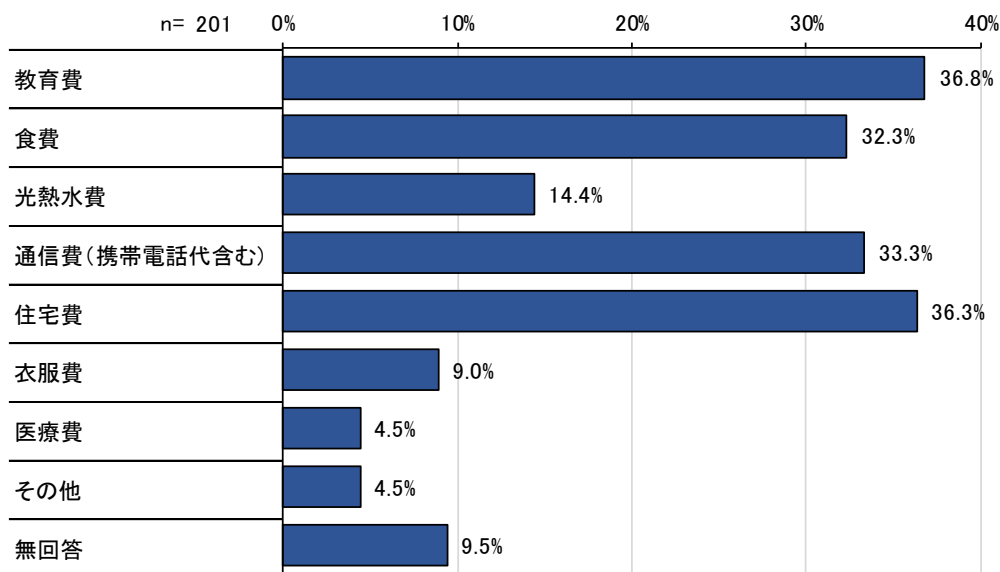




出典：文部科学白書 2009 お茶の水女子大学委託研究（平成 20 年度）より
 改→「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」（平成 29 年度）より に差替
 ○習い事をしていない理由として、「費用の支払いが困難」が 6 割台半ばを占めています。



○【ひとり親世帯保護者】に「負担に感じる費用」をきいたところ、「教育費」が 3 割台半ば
 を超え最も高い割合を占めています。



3-3 子ども・子育てを取り巻く社会動向

(1) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもは生まれたとき、すでに「権利」をもっています。その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、わが国でも平成6年にこの条約が批准されました。

この条約では、「子どもの最善の利益」を保障する国や大人の責任を定めるとともに、守るべき子どもの4つの基本理念をもとに、子どもの権利を守ることが位置付けられています。

【子どもの権利条約の4つの柱】

1 生きる権利

- 病気などで命を奪われないこと
- 病気や怪我をしたら治療を受けられることなど

2 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど

3 守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど

4 参加する権利

- 自由に意見を言えること
- 集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど

本計画を策定するにあたって、子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の利益を第一に考え、子どもの権利条約の精神を尊重し、すべての子どもの権利が最大限に尊重されるような配慮が必要です。

本計画の基本理念の根幹には、「子どもの権利」を守る考え方が息づいています。

(2) 子ども・子育てビジョン

少子化対策社会基本法第7条に基づく少子化社会対策大綱である「子ども・子育てビジョン」が5年ぶりに見直され平成22年1月に閣議決定されました。

子ども・子育てビジョンでは、子どもと子育てを応援する社会に向けて、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という基本的考え方に基づき、目指すべき社会の政策4本柱と12の主要施策に従って取組みを進めるものとされています。

1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- 1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
- 2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- 3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- 4) 安心して妊娠・出産できるように
- 5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- 6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
- 7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
- 8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
- 3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ
 - 9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - 10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
- 4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）
 - 11) 働き方の見直しを
 - 12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

(3) 子ども・子育て支援法

急速な少子化の進展、核家族化の進展、経済の低成長、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

このような現状や課題に対応し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」）が成立し、この法に基づく子ども・子育て支援新制度について、平成27年4月から本格施行されています。

また、令和元年5月に改正子ども・子育て支援法が成立し、令和元年10月から主に3歳～5歳の幼児教育・保育の無償化が行われています。

【制度の目的】

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

(4) 子ども・若者育成支援推進法

「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の理念に則り、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組みについて、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成21年7月に成立しました。

(5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもたちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要です。い

わゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

このような事情等を背景に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。

平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策の意義を踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

(6) 健やか親子 21 (第 2 次)

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、子どもがより健やかに育まれるためには、福祉的な支援と保健的な支援ともにその充実が図られることが必要です。また核家族化や共働き世帯の増加といった、家族形態の多様化が進んでいることから、個々の母子状況に応じた支援を行っていくことが求められています。

「健やか親子 21 (第 2 次)」(計画期間：平成 27 年度から 10 年間)は、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であるという、現行の「健やか親子 21」(計画期間：平成 13 年から平成 26 年まで)を踏襲するものとして計画されました。同時に安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本 21」の一翼を担うという意義を有するものです。

課題別指標に基づいた取組の最終評価が行われ、今後 10 年間を見据えた母子保健の主要な取組が提示されました。

(7) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインジケータで構成されています。

国においては、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が設置され、2018 (平成 30) 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」でも「SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」こととされました。

本市でも、SDGs の理念および 17 の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくため、第五次多摩市総合計画第 3 期計画に反映しています。

17 のゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「平和と公正をすべての人に」など、子ども・子育て支援事業計画にとっても大切な要素が含まれています。

3-4 子ども・子育て支援の現状と課題

(1) 子育てのための支援 **①子育て支援部会**

ニーズ調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育園」が圧倒的に多くなっています。一方で、今後の利用希望については、「認可保育園」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育園」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に対応した質・量両面での事業の確保が必要となっています。

また、幼保小連携の強化はさらに求められており、就学後の学童クラブや児童館も含めた、地域の中で、子どもの接続期に係る関係者の顔の見えるネットワークの深化がさらに必要となっています。

子どもにとって大切な遊びの空間が少なくなり、仲間づくりが難しくなっています。子どもがのびのび遊び、仲間とのコミュニケーションができるよう、地域資源を生かした子どもにとって居心地のよい場所や遊び場づくりが求められています。

子どもの健やかな成長を促すため、乳幼児健診や予防接種などの受診率をさらに向上させ、子どもの疾病予防や発達の確認を適切に行う体制づくりが必要とされています。さらに、食に関する教育の充実を図り、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりが求められています。

また、令和元年に成立した改正子ども・子育て支援法により、幼児教育・保育（主に3歳～5歳児）の無償化がはじまり、子どものための支援は、今後さらなる充実が必要となっています。

(2) 子どもの人権の尊重 **①子育て支援部会**

近年、児童虐待に関連する相談・報告が増加しており、全国的にも大きな社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期支援を総合的に対応できるように、児童相談所、保育所、幼稚園、学校等の各種関係機関の連携、地域等を含めた児童虐待防止体制の充実と強化が必要です。

また、市民の児童虐待への関心や意識の高揚を図るため、児童虐待について知って考えてもらう機会の提供や情報提供等、児童虐待への理解を深めるための啓発を推進することが必要です。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進 **②さらなる充実した支援のための部会**

近年、保育現場等において、発達障害の子どもが増加傾向にあります。

身体障害等のある子どもだけではなく、発達障害の子ども等全ての障害のある子どもが、他のすべての子どもと同じように健やかに育つことができるように、障害のある子どもに対して、一人ひとりの障害の状況にあった適切な療育や福祉サービス、教育等、専門的な知識及び技術を要する支援が求められています。

また、気軽に相談出来るような相談体制の充実や、多様化する障害に対する相談への対応も重要となっています。

(4) 安心できる保育体制の充実 **①子育て支援部会**

乳幼児のための保育施策では2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間で、364人の定員拡大を図るとともに、新制度幼稚園移行、幼稚園全園での預かり保育の実施など様々な子育て支援施策を展開してきましたが、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、待機児童問題は解消せず、保育に対するニーズが高まっていることが伺えます。また、保育の質の向上と保育士の確保の両面が、待機児童対策にとっての重要な課題となっています。

学童クラブは、この4年間で289人の定員増を図り、待機児童数は着実に減少していますが、入所ニーズは高く、市内の既存施設の老朽化も進んでいることから、施設の移設や新たな生活の場の確保が必要となっています。

また、親の就労形態の多様化や、ひとり親家庭、多言語・多文化にわたる外国人家庭など、多様なニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。

(5) 安定した家庭生活に向けた支援 **②さらなる充実した支援のための部会**

ひとり親家庭では、親が一人で家計の担い手として働きながら子育てしており、柔軟な相談体制の拡充が必要です。子どもの保育所入所や家事や育児の支援等、ひとり親世帯の抱える課題が多様化・複雑化しており、それぞれの世帯のニーズに応じた支援が求められています。特に、親の就労は、ひとり親世帯の経済的自立と安定した生活のために重要な問題であり、資格の取得や技術の習得等、就職や転職に結びつけられるような支援策も必要とされています。

仕事と家庭・地域生活の両立支援は、子どもとの関わりや日常生活を送る上で心身の負担を軽減し、ゆとりを持つことにつながる重要な要素です。本市においても、女性就業率はさらに上昇し、家庭における働き方は多様化が進んでおり、これらのニーズに対応した支援が求められています。

(6) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 **①子育て支援部会**

地域における妊娠・出産、子育てにおける不安や負担に対し、その支援が行政、医療機関、民間機関など様々な機関や制度によって縦割りとなり、連携が取れず、支援が分断されて切れ目が生じることが危惧されています。

また、妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プラン策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との調整を行い、母子保健施策と子育て施策の一体的な提供を通じて包括的な支援を行う「子育て世代地域包括支援センター」の設置も求められています。

さらに、家族の形の多様化により、家庭内の教育力が低下傾向にある中で、家庭の教育力の向上を図る試みが求められています。

(7) 地域社会全体での子育て支援 **②さらなる充実した支援のための部会**

地域社会での連携が促進されると、交流を通じ様々な年代を取り込み、子どもの成長を地域で共有できるような環境を育てることが可能であることから、子育て世代、ひとり親家庭の地域離れを無くし、地域全体で支援していく体制の構築が重要となっています。

(8) 子育てを支援する生活環境の整備 **③生活環境部会**

近年、全国的に子どもが関連する交通事故や事件が連続して発生しており、地域の安全性に対する関心が高まっています。

子育て世代が地域で安心して子どもを生み育てるためには、良好な住環境、交通環境等の確保や、防災、防犯に配慮した安全・安心な地域社会の形成していくことが求められています。

(9) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立 **④子ども若者部会**

不登校やひきこもり等の問題を抱えた子どもの心を開き、問題解決へ進めるために、学校、教育センター、児童相談所、**多摩市社会福祉協議会、民生委員、NPO 法人子ども会**や自治会等の地域の活動団体と連携して、子どもの居場所づくりや、子どもの見守り支援、相談窓口の充実など、切れ目のない支援体制を確立していくことが重要です。

(10) 子どもの貧困対策 **④子ども若者部会**

ひとり親世帯へのニーズ調査では、将来の進路について、学力の課題のほか、経済的な理由で難しいという意見が上位となっています。家庭の経済状況に左右されることなく、子どもが望む将来を支援するため、地域や家庭の実情に配慮し、落ち着いて学習できる環境の提供など、子どもの学びの支援体制づくりが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

4-1 基本理念

～ 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるまち 多摩 ～

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する孤独感や負担感を感じるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。子ども・子育て支援法に基づく本計画策定にあたり、平成30年10月に実施した「多摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子育てに関する悩みや不安の相談相手が保護者仲間や近隣の人ではなく、幼稚園教諭や保育士、インターネットと回答する保護者の割合が増加し、在宅育児世帯の孤立化が顕著になっています。

一方、市民団体による子育て支援活動も活発に行われていますが、その情報が子育て世帯に届かないといった課題もあり、子育てを応援する様々な媒体のネットワークを構築し、それぞれの子育て世帯に見合ったサービスが受けられるような利用者支援が求められています。子育てひろば等で育児仲間との交流や気軽に相談できる場を提供し、不安を解消して子育ての自信に繋がる支援が重要となっています。

子ども・子育て支援新制度では、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割として、地域及び社会全体で「子どもの最善の利益」を目指すことが求められています。「妊娠期から始まる子育て支援」、「待機児ゼロと質の高い教育・保育の提供」、「地域単位での子ども・子育て支援の充実」など、多様な子育て・子育て支援への取組みにより、妊娠から18歳までの切れ目のない支援施策を確実に推進していきます。

第5章 施策の展開

5-1 施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
一人ひとりの子どもが健やかに成長するじやがびまのまち 多摩	<p>1 子どもの健やかな成長への支援</p>	<p>1-① 子育てのための支援</p> <p>1-② 子どもの人権の尊重</p> <p>1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進</p>
	<p>2 子育て家庭への支援</p>	<p>2-① 安心できる保育体制の充実</p> <p>2-② 安定した家庭生活に向けた支援</p> <p>2-③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援</p>
	<p>3 子育て・子育てを育む地域づくり</p>	<p>3-① 地域社会全体での子育て支援</p> <p>3-② 子育てを支援する生活環境の整備</p>
	<p>4 子ども・若者に対する多角的な支援</p>	<p>4-① 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立</p> <p>4-② 子どもの貧困対策</p>

5-2 施策の展開

基本施策1-① 子育てのための支援 **①子育て支援部会**

少子高齢化の進行や核家族化の進展等を踏まえ、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するために、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育など、様々な保育環境を整備し、質の確保を基本に量的拡大を図ります。また、延長保育や特別に配慮が必要な児童への支援を充実させるために、職員の加配も行います。

施策1 幼児期・学童期の教育・保育の充実

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
施設型給付（認定こども園）	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、子育て支援も行う「認定こども園」の設置や移行を支援し、幼保一元化を推進します。	子育て支援課
施設型給付（幼稚園）	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育環境の整備を図ります。	子育て支援課
施設型給付（保育所）	保育を必要とする子どもの受入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課
地域型保育給付（家庭的保育）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。地域のニーズに応じ、地域に密着した小規模な保育を計画的に進めていきます。	子育て支援課
地域型保育給付（小規模保育）	保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満児）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気での保育を実施する事業です。地域のニーズに応じて、きめ細かな保育を計画的に進めていきます。	子育て支援課
地域型保育給付（事業所内保育）	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。市内企業の事業所内保育所と連携を図り、地域枠の定員設定を進めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。小学校5・6年生の学校の長期休業中の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5、6年生の通年受入れを行います。また、入所児童の増加等に対応するため、計画的に小学校敷地内に施設整備を行います。	児童青少年課

施策2 子どもと親子の居場所づくりの推進

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
放課後子ども教室	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等の取組みを行っています。引き続き全小学校での実施に向けて取り組んでいきます。	児童青少年課
児童館事業（新規）	児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいくなかで健全育成を図る施設です。 世代を超えた地域の方々との交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する催しなどを積極的に行っていきます。	児童青少年課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う常設の子育てひろばを開設、 子育てマネージャーを配置し 、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	子育て総合センター
子育てセンター事業	子育てセンターは、乳幼児の育児全般に関する相談や遊びを通じて保護者間で子育てについて考えていく場です。子育て相談、保育所開放、子育て講座及び子育てに関する情報提供等を行います。	子育て支援課
パルテノン多摩・子どものエリア事業（新規）	子どもとその保護者がくつろぎ楽しむだけでなく、子育て支援のプロフェッショナルを配置した子ども広場として、気軽に出来る子育てに関する相談や一時預かり等の事業を行うなど、施設や地域の魅力を高め、周辺の賑わいの創出にもつながるスペースを設けます。これらの子育て支援機能の充実化と多様な世代の空間づくりを両立させることで、子育てに対する孤独感や負担感の緩和や、子どもの健やかな成長を地域で支えることを目指します。	子育て支援課
子どもの読書活動推進事業（新規）	市立図書館と学校図書館を軸とする読書環境の整備、充実を図ります。	図書館

施策3 児童の健全育成

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
放課後子ども教室	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等の取組みを行っています。引き続き全小学校での実施に向けて取り組んでいきます。	児童青少年課
青少年問題協議会	青少年問題協議会は、 地域の子どもや若者 の健全な育成を図ることを目的として、 子どもや若者 を取り巻く課題や課題解決に向けた方策について審議・検討や相互連携のための連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきます。	児童青少年課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
青少年リーダー育成事業	地域活動や行事に参加し、大人と子どもの「架け橋」となる中高生世代の子どもたちを発掘し、次代を担う青少年リーダーに育成します。リーダーの育成にあたっては、青少協地区委員会や地域子育て支援拠点施設と連携して、子どもたちの主体的な活動の中で、集団遊びや野外活動等のスキルを学べるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	児童青少年課

施策4 子どもの健康の確保

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することをすすめ、妊婦の 経済的負担を軽減するとともに 健康管理の向上を図ります。	健康推進課
里帰り等妊婦健康診査受診費助成	助産所または都外医療機関等で妊婦健康診査を受診し、妊婦健康診査受診票による診査を受診できなかった妊婦に対して、助成金を交付します。	健康推進課
ゆりかご TAMA 妊婦面接（新規）	母子健康手帳を所持するすべての妊婦を対象に、「妊婦面接」として保健師による面接を行います。この面接では、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービス等の情報提供を行います。	健康推進課
特定妊婦支援	妊娠期からの児童虐待防止対策の中心として、母子保健事業を通して望まない妊娠等の特定妊婦を早期に把握し、周産期医療機関や子育て総合センター、児童相談所、保健所等とネットワークを組み、支援を実施します。	健康推進課
パパママ（両親）学級	同時期に妊娠、出産、子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とし、主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、沐浴実習、各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施し、親となる心構えの準備をしながら、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援します。 虐待未然防止の観点からは、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルス等について正確な情報を提供し、知識及び相談先の普及啓発に努めます。 また、子育て支援機能を持つ地域の保育所での育児体験などプログラムの 検討を進めます。	健康推進課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	<p>訪問事業を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会と捉え、生後4か月までの乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行います。訪問では子育ての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるようエジンバラ産後うつ質問紙票（EPDS）を利用するなど、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時 医療、福祉との連携を実施します。また、支援が必要な家庭には地区担当の保健師を通じ適切なサービスの提供につなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p>	健康推進課
乳幼児健康診査	<p>発育、発達の節目となる乳児（3～4か月児）、1歳6か月児・3歳児については、集団での健康診査を行い、子どもの疾病の早期発見や発育、発達の状況を把握し、適切な相談支援につながるよう専門的な多職種により健診を実施します。また、子育てアンケートを使用し、育児不安等が軽減されるよう、育てにくさを感じる親に寄り添う視点で相談、助言を行うよう努めます。集団の乳幼児健康診査については、受診率の維持、向上に努め、未受診者については、関係機関と連携し、状況の把握に努めます。</p> <p>また、6～7か月児・9～10か月児健康診査は、指定医療機関にて個別に行い、医療機関との連携に努めます。</p>	健康推進課
乳幼児の発達に関する相談	<p>発育、発達に課題が考えられる子どもたちを早期に把握し、相談、支援につながるよう乳幼児健康診査を実施し、経過観察健康診査、発達健康診査、個別の面接相談、グループ支援等を組み合わせて継続的支援に努め、必要に応じ、就学後を見据えて、支援が途切れないよう発達支援室、医療機関等と連携を図ります。</p>	健康推進課
歯科検診・幼児歯科相談	<p>1歳6か月及び3歳児健康診査の中で、歯科健康診査を行います。また、1歳6か月から5歳児未満の乳幼児を対象に、予防教室・歯科検診・歯磨きの実習などの幼児歯科相談を予約制で実施します。</p>	健康推進課
予防接種事業	<p>感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の予防や、個人の発病、重症化の予防のため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、子どもたちの健康の保持及び増進を図ります。</p>	健康推進課
離乳食に関する講習会	<p>離乳食講習会を2コース（離乳食を始める5～6か月児対象のものと、離乳食が2～3回食へ増える7～10か月児対象のもの）実施します。また、児童館等の子育て機関と連携し、各児童館にて栄養出張教育を実施します。</p>	健康推進課 子育て支援課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
小児初期救急準夜診療所	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児科医による準夜診療所「多摩市こども準夜診療所」を健康センター内に設置し、365日準夜帯の一次救急医療を確保し、小児の初期救急医療を提供します。	健康推進課
訪問・相談事業	妊娠期から乳幼児健診等により把握した要支援家庭には、必要に応じ、電話、面接、訪問等により相談、助言を行い、医療、児童福祉と連携し継続的な支援を実施します。また、保健師は、地区担当制を継続し、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。また、保護者が、育てづらさを感じた際に相談できる体制の整備に努めます。	健康推進課
在園児・保護者に対する食育事業	幼稚園・保育所において、野菜の栽培・収穫や調理体験等を通じて食育活動を実施するとともに、祖父母や地域高齢者との食事会、地域ボランティアとの野菜の栽培・収穫などの世代間交流を通じて食育の推進を行います。	子育て支援課
地域の子育て家庭に対する食育事業	「第3次多摩市食育推進計画」に基づき、保育所・児童館・健康推進課等が連携して、子育て家庭を対象に栄養相談や栄養出張教育を実施します。また、児童館では、郷土料理・伝統食・行事食づくりなど、世代間交流を通じて地域における食育事業を推進します。	子育て支援課
学校給食での食育事業	朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向けた指導を行います。また、学校での食育授業や栽培活動、農園体験を推進するとともに、持続発展教育・ESDに取り組むことにより、食の視点から世界や社会、また多摩市を見つめ課題を設定し探究的な学習への取組みを推進します。	学校給食センター ○教育指導課
食物アレルギーへの取組み	食物アレルギーに対する事故防止や対応を行うために、食物アレルギーに関する知識や事故発生時の手順について、研修等により教職員への周知徹底を図ります。また、学校におけるアレルギー疾患対応についての手順をまとめた「多摩市立学校アレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、教育委員会、学校が一体となりアレルギー疾患対応に取組み体制を整えます。同様に、保育園においても、ガイドラインに基づき、アレルギー疾患対応の取組体制を整えます。	学校給食センター ○学校支援課 子育て支援課
食育情報の提供	食に関する情報について、たま広報・公式ホームページでの情報提供を行うとともに、学校給食では、給食だよりや献立表の活用、きゅうしょくメモカレンダー・地場産使用のお知らせによる情報発信、学校給食試食会・献立検討市民懇談会を実施します。 また、保育所では、給食だより、献立表の配布、食育活動の掲示、公式ホームページでレシピ紹介、レシピの配布など、情報発信を行います。	健康推進課 学校給食センター 子育て支援課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
保育所による離乳食教室	認可保育所の給食機能を活かし、健康推進課と連携し、在宅子育て家庭を対象に離乳食教室を実施し、育児支援を行います。	子育て支援課
乳幼児健診・児童館等での食育情報提供（新規）	乳幼児健診時に、食育に関する情報を提供します。また、児童館での「栄養出張教育」等、出張して、子どもや親に食べることの大切さを教えます。	健康推進課

基本施策1-② 子どもの人権の尊重 ②子育て支援部会



施策5 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
母子健康手帳の交付	<p>妊娠届出時に、母子健康手帳の交付及び母と子の保健バッグを交付し、母子の健康管理や妊娠、出産、子育て期に必要な情報提供に努めます。また、妊娠届出時にアンケートを同時実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握をし、妊娠中の早期から支援を必要とする家庭へのアプローチを図ります。</p> <p>さらに、妊娠早期から地域とのつながりを持つことができるように、母子健康手帳の交付を身近な地域の子育て支援拠点施設に広げ、連携を図ります。</p>	健康推進課
ゆりかご TAMA 妊婦面接 【再掲】		健康推進課
妊婦健康診査事業 【再掲】		健康推進課
特定妊婦支援 【再掲】		健康推進課
パパママ（両親）学級 【再掲】		健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】		健康推進課
乳幼児健康診査 【再掲】		健康推進課
乳幼児の発達に関する相談 【再掲】		健康推進課
訪問・相談事業 【再掲】		健康推進課
子ども家庭支援センター事業	<p>子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携をとりながら総合的に支援していくための総合的窓口として、調整を図るとともに、関係機関とのネットワークを構築し体制強化を図ります。</p>	子育て総合センター
養育支援訪問事業	<p>保護者に障がいがある家庭や、養育支援が必要でありながら自分から支援を求められない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行い家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、専門性強化と関係機関間の連携強化を図ります。</p>	子育て総合センター 健康推進課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
利用者支援事業	<p>子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点施設等で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。また、各地域の子育てサービス等のネットワークを形成し、各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。</p>	<p>子育て支援課 児童青少年課 子育て総合センター</p>
地域子育て支援拠点事業 【再掲】		<p>子育て総合センター</p>

基本施策1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進 ②さらなる充実した支援のための部会

児童虐待の未然防止、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず東京都や関係機関との連携の強化を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無にかかわらず、集団の中で他の子どもたちとともに成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

施策6 障がい児施策の充実

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
発達障がい児（者）相談支援事業	発達障害の早期発見と早期の発達支援及び関係機関と連携したライフステージに応じた一貫した支援を行います。また、多様な相談に対応するため、人員確保や相談体制の強化を図ります。	発達支援室
児童発達支援通所事業	心身の発達に心配のある就学前の児童に対して、必要な指導、訓練を集团的、個別に行い、一人ひとりの発育、発達を促します。	発達支援室
心身障がい児（者）一時保護事業	本人及び保護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった障がい児者を保護します。一時保護には、施設による一時保護と、施設保護が困難で一定要件を満たす場合の家庭介護人による日中預かりによる保護があります。	障害福祉課
障がい者自立支援推進事業（新規）	障がい者を主体とした支援体制づくりを推進することにより、すべての障がい者が希望する暮らしを実現し、意欲や特性等に応じた活動が保証される社会の実現を目指します。	障害福祉課
ダウン症乳幼児早期外来グループ訓練事業補助（新規）	ダウン症乳幼児の言語発達・口腔機能の改善・保護者の理解促進・保護者同士の交流を図るため、ダウン症乳幼児を対象に言語発達に必要な訓練を行う団体に対し、訓練に必要な教材等購入費を補助します。	障害福祉課
移動支援事業（新規）	知的障がい・精神障がいがあり、屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行います。	障害福祉課
日中一時支援事業（新規）	障がいのある人に対し、日中の活動の場を提供し、介護負担軽減のため一時的な見守り支援を行います。	障害福祉課
特別支援教育の充実	多摩市教育委員会が決定した「多摩市立学校における特別支援学級の整備方針」に基づき、入級二歳等にあわせて特別支援学級の整備を進め、特別支援教育を推進します。また、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、負担能力の程度に応じて就学奨励費を支給し、障がい児教育の振興を図ります。	教育振興課 学校支援課 教育指導課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
保育所での要支援児の受入	研修等を通じて、要支援児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。保護者と職員、医療機関と連携して、子どもの育ちをともに見守ります。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での要支援児の受入	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の施設に誰でもトイレや出入口のスロープを整備するなど、公助や援助を要する児童が過ごしやすい環境整備を進めます。生活上のサポートが必要な児童を受け入れた学童クラブの状況に応じて放課後支援員を増員します。	児童青少年課
放課後デイサービス（新規）	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障害福祉課
支援が必要な子どもたちへの読書活動の推進（新規）	心身に障がい等のある子ども、何らかの理由で学校に投稿していない子ども、自ら読書をするには周囲の支援が必要である子どもも、多様な本と出会うことができ、読書活動を楽しみ、その子どもの状況や置かれている環境に関わらず、主体的、積極的に学習し、能力向上を図る。また、その保護者への情報提供を図る。	図書館

施策7 専門的な支援の充実

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業（新規）	児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の環境が複雑に絡み合った問題を抱える児童生徒の課題解決を図るため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。	教育センター

基本施策2-① 安心できる保育体制の充実 **①子育て支援部会**

認定こども園、幼稚園、保育所等の施設のみならず、すべての子ども・子育て家庭を支援するために、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

施策8 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保 【再掲】		子育て支援課
学童クラブ：計画的な移設 【再掲】		児童青少年課
多様なサービスの提供 (新規)	多様化する子育て支援のニーズに答えるため、様々なサービスを提供している（一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、ショートステイ等）。	子育て支援課

施策9 ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
利用者支援事業 【再掲】		子育て支援課 児童青少年課 子育て総合センター
一時預かり事業		子育て支援課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常保育を延長した保育を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	多摩市に在住している乳幼児や、市の区域内の保育施設（認可・認証・幼稚園）や学童クラブに通所している児童で、安静確保のため集団保育や学校教育を受けることが困難な児童を病院内の施設で一時的に預かります。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 【再掲】		子育て総合センター
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)		保護者が、病気・出産等で一時的にお子さんの養育ができないときに、ご家族に代わって児童養護施設や地域の養育協力家庭宅において、お子さんを預かります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
養育支援訪問事業（その他要支援児童要保護児童等の支援に関する事業）【再掲】		子育て総合センター 健康推進課
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を図ります。	子育て総合センター
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・教育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。	子育て支援課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が円滑に、新制度における小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう必要な支援を行います。	子育て支援課
休日保育	保護者の就労等で休日に保育に欠ける児童の保育需要に対応するために、休日保育事業を実施することにより、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	子育て支援課
人材育成・研修・ネットワーク事業	子育てに関わる幅広い人材を育成するために、子育て支援に係わる個の市民、NPO 団体等に所属して子育て支援活動をしている市民、子育て支援や子どもの養育を専門としている方々に対して、体系的な研修、様々な情報発信、組織間の人的コーディネートなどを実施し、地域における子育て支援を推進します。	子育て総合センター
定期利用保育及び幼稚園預かり保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、継続的な保育を必要とする保育需要に対応するために、認可保育所において一定程度継続的に保育をすることで安心して子育てできる環境を整備します。 また、新制度に移行する幼稚園において預かり保育を実施し、就労する保護者の支援を行います。	子育て支援課
東京都認証保育所制度の活用	東京都認証保育所は、都独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。東京都と連携して運営費等の補助や、保護者負担の軽減を行うなど、乳幼児が良好な環境で保育を受けることができるよう、保育水準の向上に努めます。	子育て支援課
企業主導型保育事業（新規）	国から助成を受けて、企業が自主的に設定し、地域住民のための地域枠を設けています。多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立を図ります。	子育て支援課
子育てスタート支援事業	出産直後の一定期間、市と契約した施設（産科診療所）への宿泊（母子ショートステイ）または通所（母子デイケア）により、母体ケアや育児指導等の支援を行います。	子育て総合センター

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
地域子ども・子育て支援事業以外の事業（子育てセンター事業）	子育てセンターは、乳幼児の育児全般に関する相談や遊びを通じて保護者間で子育てについて考えていく場です。子育て相談、保育所開放、子育て講座及び子育てに関する情報提供等を行います。	子育て支援課
たまご5歳児かがやきプログラム	就学前児童へのソーシャルスキルトレーニングを、市内幼稚園・保育園で実施し、小1プロブレムの予防と幼保小連携の充実を図ります。	子育て支援課

基本施策2-② 安定した家庭生活に向けた支援 **②さらなる充実した支援のための部会**



女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は保育、教育・医療等多分野にわたっており、子どもを健やかに育てるための経済的支援が必要とされています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の負担を軽減するために、各種支援を推進します。

施策 10 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の方や女性が抱える経済的なこと、住まいのこと、子どものことなど、幅広い課題に対して、相談を通じて助言や情報提供を行い、それぞれの課題解決を図ります。 また、緊急に保護を要する母子及び女性に対して、必要な相談、援助を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、健康保険の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、日常の家事等に支障が生じるひとり親家庭に対して、家事援助を行うためのヘルパーを派遣し、子育てを支援します。	子育て支援課
母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭が経済的に自立し、安定した生活を送るための必要とする資金を貸し付けます。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識、技能取得のための支援を行います。	子育て支援課

施策 11 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
地域子育て支援拠点事業 【再掲】		子育て総合センター
利用者支援事業 【再掲】		子育て支援課 児童青少年課 子育て総合センター
養育支援訪問事業 【再掲】		子育て総合センター 健康推進課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子ども家庭サポーター派遣事業（新規）	市内在住で、妊娠中から産後1年以内（多胎は2年）までの方のうち、日中家事育児を手伝う方が誰もいない家庭に対し、「子ども家庭サポーター」を派遣し、家事・育児の手伝いや育児の相談や助言、子育て情報の提供を行います。	子育て総合センター
子どもショートステイ事業【再掲】		子育て支援課
子育てスタート支援事業【再掲】		子育て総合センター
一時預かり事業【再掲】		子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業【再掲】		子育て総合センター
母子健康手帳の交付【再掲】		健康推進課
ゆりかごTAMA妊婦面接【再掲】		健康推進課
妊婦健康診査事業【再掲】		健康推進課
特定妊婦支援【再掲】		健康推進課
パパママ（両親）学級【再掲】		健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】		健康推進課
乳幼児健康診査【再掲】		健康推進課
乳幼児の発達に関する相談【再掲】		健康推進課
訪問・相談事業【再掲】		健康推進課
子ども家庭支援センター事業【再掲】		子育て総合センター
養育支援訪問事業【再掲】		子育て総合センター 健康推進課
地域子育てマネージャー（新規）	地域子育て支援拠点となった施設に、一定の研修を受けた専任の子育てマネージャーを配置し、利用者の方の子育てに関する相談を受け、その方に合ったサービスや施設の紹介、地域情報の提供などを行います。また、保育コンシェルジュとしての役割も担います。	子育て総合センター
利用者支援事業【再掲】		子育て支援課 児童青少年課 子育て総合センター

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
地域子育て支援拠点事業 【再掲】		子育て総合センター

施策12 経済的な支援の推進

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童手当支給事業	児童へ手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ります。	子育て支援課
児童育成手当支給事業	児童の心身の健やかな成長に寄与するために支給し、児童の福祉の増進を図るとともに、 状況が改善しない受給者への継続的な働きかけを行います。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給するとともに、 状況が改善しない受給者への継続的な働きかけを行います。	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児を養育している者に対して、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課
義務教育就学児医療費助成事業	小中学校の学齢期は、人間形成の核となる重要な時期であることから、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成し、自己負担の軽減を図り、子育て支援の増進を図ります。	子育て支援課
自立支援医療費助成（育成医療）事業	障害者自立支援法に基づき、日常生活能力の取得に寄与するため、育成医療費を給付します。	障害福祉課
小児慢性病医療費助成	特定の小児慢性疾患にかかっている18歳未満の方で、国で定めた認定基準に該当する方に対して、治療にかかる医療費等の一部を助成します。	障害福祉課
就学援助	家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り学習ができるように、学用品や学校給食費など、就学に必要な費用の支援を行います。 また、新入学準備金の入学前支給の開始について周知を図ります。	学校支援課
就学奨励事業（新規）	心身に障がいのある児童生徒の就学を奨励するため、学用品や学校給食費など、就学に必要な費用の一部を補助します。	学校支援課
私立幼稚園に在籍する保護者への支援	私立幼稚園に在籍する園児の保護者が支払う入園料及び保育料に対して補助することにより、保護者負担の軽減を図り、もって幼稚園教育の振興と充実を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業 【再掲】		子育て支援課

施策13 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
就業労働相談事業	求人情報の提供、就労相談や求職の支援を行う永山ワークプラザを市民に広く活用してもらい認知度を向上させ、就業の促進を図ります。	経済観光課
創業支援事業	地域の活力を維持していくため、産官学連携による創業支援事業を実施し、新しいビジネスの創出を促進します。民間ビジネス支援施設との連携やこれまでのソフト事業を発展させる支援への円滑な移行を行います。	経済観光課
多様化する就業ニーズに対する支援	女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立並びに多様な働き方の実現に向けた、職業能力開発や適応訓練などの支援について、東京都を初めとした関係機関と連携するとともに、役割を共有・分担していきます。	経済観光課
TAMA 女性センター事業	女性を取り巻く悩みを解決するために、TAMA 女性センターの認知度を高めつつ、「女性を取り巻く悩みなんでも相談」、「法律相談」、仕事や生活の選択の場面で、一緒に考えを整理し、方法を見つける「キャリアデザイン相談」などの相談事業を実施します。	TAMA 女性センター
母子家庭等自立支援給付金事業 【再掲】		子育て支援課
職業生活と家庭生活との両立の推進	ワーク・ライフ・バランス啓発・促進の観点から、中小企業等が、労働条件の改善や、育児休暇・介護休暇などの導入に必要な就業規則等を整備する際に利用できる東京都の支援制度の紹介を、より周知に力を入れつつ行います。	経済観光課
保育所 【再掲】		子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【再掲】		児童青少年課

施策14 次代の親の育成

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
インターネット等の適切な活用に向けた啓発	インターネットやスマートフォンによるトラブルや犯罪被害に巻き込まれないよう、子どもや保護者に対して家庭でのルール作りや有害情報フィルタリングソフトの活用の普及啓発を進めます。また、セーフティ教室や学校便り等を通じて、SNS の利便性や危険性、ルールづくりの必要性について理解啓発を推進します。	教育指導課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
学校・家庭教育支援事業	子育て支援に関する機関との連携を図りながら、子育て安心講座や子育てつどいの広場など、安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努めます。	公民館
女と男がともに生きる行動計画推進事業	誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指し、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」および「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づき、市民および関係機関等とともに総合的に取組みます。今後は、子育て支援に関する講座の実施、子育て支援サービスを行う地域リーダーの養成等に努めます。また、TAMA 女性センターの認知度の向上に向けた周知活動を推進します。	TAMA 女性センター
男女共同参画に関する情報提供	市民や子どもを対象とした、男女平等参画を普及・啓発するための啓発資料を作成し、男女の家事参加や仕事と家庭のバランスなどについて啓発に努めます。	TAMA 女性センター
乳幼児とふれあう機会の拡大	中学生、高校生等が、子どもを育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等の協力を得ながら、乳幼児と触れ合う機会、学校での事前・事後学習の充実を図ります。	教育指導課 子育て支援課

基本施策2-③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ①子育て部会

子どもの健やかな心身の発育は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかな支援によって達成されます。

また、子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化する中、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産・育児できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連機関や関係団体と連携して推進します。

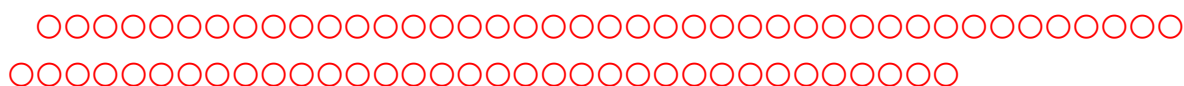
施策15 子育て家庭の健康の確保

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
母子健康手帳の交付 【再掲】		健康推進課
子育て世代包括支援センター事業（新規）	保健師等の専門職等が妊産婦等に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施します。また、相談等を通じた評価の結果支援が必要と判断された妊産婦等に対しては、支援プランの策定等も行います。	健康推進課
ゆりかごTAMA妊婦面接 【再掲】		健康推進課
妊婦健康診査事業 【再掲】		健康推進課
里帰り等妊婦健康診査受診費助成 【再掲】		健康推進課
特定妊婦支援 【再掲】		健康推進課
パパママ（両親）学級 【再掲】		健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】		健康推進課
乳幼児健康診査 【再掲】		健康推進課
乳幼児の発達に関する相談 【再掲】		健康推進課
歯科検診・幼児歯科相談 【再掲】		健康推進課
離乳食に関する講習会 【再掲】		健康推進課
訪問・相談事業 【再掲】		健康推進課

施策16 家庭の教育力の向上

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
学校・家庭教育支援事業 【再掲】		公民館
乳幼児とふれあう機会の拡大 【再掲】		○教育指導課 子育て支援課
保育所による離乳食教室 【再掲】		子育て支援課
パパママ（両親）学級 【再掲】		健康推進課
プレパパママ保育体験	健康推進課のパパママ学級と連携し、妊娠中の妊婦さんに実際に保育所で乳児と触れ合いながら、育児体験を行うことで、出産後の育児のイメージづくりと、保育所の子育て支援機能の周知を図ります。	子育て支援課
ブックスタート多摩市 絵本かたりかけ事業 （新規）	絵本を通して親子がコミュニケーションを深め豊かな時間を過ごすことを応援する、子育てサポート事業「絵本かたりかけ事業」（全国的には「ブックスタート」の名称で知られています）を、健康センターでの3～4か月児健康診査会場で実施しています。市民ボランティアと図書館が協働で、絵本をとおして親子のコミュニケーションが深まることの大切さをお伝えしながら、1冊の絵本「じゃあじゃあびりびり」と読みきかせのガイドブック等を提供しています。	図書館

基本施策3-① 地域社会全体での子育て支援 **②さらなる充実した支援のための部会**



施策 17 地域コミュニティによる子育て支援の充実

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子ども食堂運営事業 (新規)	民間団体等で地域の子どもたちへの食事を通じて交流の場を提供する取り組みを行う子ども食堂実施者に対して、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援することを目的に、補助金を交付していません。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業 【再掲】		子育て総合センター
地区委員会 (新規)	地区委員会は、青少年の健全な育成を図るため、青少協の施策に協力するとともに、地域社会の力を結集して社会環境の浄化に努めるためにつくられている地域組織です。その地域にあって青少年の成長発達を阻害する条件を点検調査し、問題解決に向けて活動するとともに、住民の意識啓発のためにも活動します。	児童青少年課
青少年問題協議会 【再掲】		児童青少年課
こども110番 (新規)	「子ども110番の家」は、子ども達が危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点として、各種被害防止の面からも有効であることから、より多くの方の参加を促進し、多くの立場から子ども達の安全を見守っていただきます。	児童青少年課

施策 18 持続可能な放課後子ども教室の運営

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
放課後子ども教室 【再掲】		児童青少年課

基本施策3-② 子育てを支援する生活環境の整備 ③生活環境部会

安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

施策 19 良好な住環境の確保

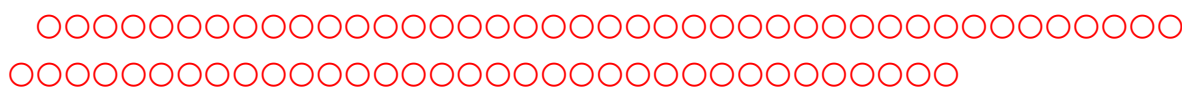
事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
住宅ストックの活用	良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低階層への住替えを推進するとともに、良質なファミリー向け住宅への転換を促進します。	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	子育て世帯が安全で安心して移動できるようにするため、歩道設置及び歩道拡幅等を検討するとともに、ユニバーサルデザインブロックによる段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進するとともに、ベンチなどの 既存施設の維持・改修に努めます。	道路交通課
赤ちゃん・ふらっと事業	「赤ちゃん・ふらっと」は、赤ちゃんを連れた方が安心して外出を楽しめるように、おむつ替えや授乳のためにふらっと立ち寄ることができるスペースの愛称で、東京都へ届出をしている施設については、入り口などに適合証を掲示しています。 引き続き公共施設をはじめ民間事業所での設置、 設置促進のための周知 を推進します。	子育て支援課
道路交通環境の充実	子育て世帯が安心して道路を通行できるよう、必要に応じて路面表示や防護柵等の交通安全施設を整備するとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路灯について、剪定や計画的な伐採を行います。 また、ニュータウン地域における老朽化した道路の補修を進めます。	道路交通課

施策 20 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
通学路安全対策事業	小中学校の通学路における児童・生徒の安全確保を図るため、学校、警察、道路・公園管理者、教育委員会の合同で、通学路の点検を実施し、関係機関で協議のうえ必要な安全対策を図ります。 また、子どもたちの安心と安全の確保に積極的に関わろうとする意識啓発を図ります。	学校支援課 道路交通課 公園緑地課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
生活・交通・災害安全教育の実施	<p>幼児・小学1・2年生に対して、交通公園における交通安全教育（指導）により、交通事故リスクの軽減を図ります。また、児童館・学童クラブ・幼稚園・保育所・老人クラブ等への出張型交通安全教育を行い、交通安全教育の充実を図ります。</p> <p>中学生に対してはスタントマンによる疑似体験型交通安全教育を実施し、自転車利用の交通マナーの向上、生徒自身の自己防衛意識の高揚を図ります。</p> <p>また、参加者の増加や理解度の向上を図るため、教育内容の充実を図ります。</p>	交通対策担当 教育指導課 防災安全課
自主的な防犯活動団体の推進	<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神のもと、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯ボランティア活動団体の結成及びネットワーク化を促進するとともに、警察と協働して、犯罪の発生状況の提供や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>また、既に結成している防犯ボランティア団体に「安全安心ネットワーク」の団体登録の促進を図りながら、新支部結成の推進を図ります。</p>	防災安全課

基本施策4-① 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立 ④子ども若者部会



施策 21 世代に応じたひきこもり支援の推進

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
生活困窮者支援事業 (新規)	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。	生活福祉課
子ども若者育成支援事業 (新規)	ひきこもりの個別相談会の実施により、家族に対応の助言や支援機関の紹介を行います。	児童青少年課
ゆうかり教室	適応教室(ゆうかり教室)とは、何らかの要因で学校に登校しないあるいはしたくてもできない状態にある児童・生徒に対して、本人の状況に即した学習指導や他の生徒との交流等を意図した集団活動を通して、自己肯定感の高まりによる情緒的安定を図り、学校生活への復帰意欲の醸成や学校以外の居場所づくり等、その児童・生徒に合わせた支援をしています。	教育センター
スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】		教育センター
教育相談(新規)	教育相談は、主に、中学生以下のお子さんの情緒や不登校等の心配、学校での悩みやいじめなど、広く教育に関する相談を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携し、早期解決・改善のための支援をします。	教育センター
発達障がい児(者)相談支援事業(新規)	発達の遅れや心配のある児童とその家族、及び発達障害児・者とその家族等を対象に相談等を行います。児童発達支援事業「多摩市ひまわり教室」の入園に関する相談を行います。	発達支援室
健康・栄養相談(新規)	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、健康・栄養に関する相談に面接や電話を通じて応じている。	健康推進課
30代健康診査(勤務先、健康保険で健診の機会のない方対象の健診) (新規)	30代で、国民健康保険に加入している方・生活保護受給中の方・その他加入している健康保険組合で有料無料に関わらず健診機会のない方に受診機会の提供をしている。	健康推進課

施策 22 地域の中での支援ネットワークづくり

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子ども若者育成支援事業 【再掲】		児童青少年課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
TAMA女性センター事業	女性を取り巻く悩みを解決するために、「女性を取り巻く悩みなんでも相談」、「法律相談」、仕事や生活の選択の場面で、一緒に考えを整理し、方法を見つける「キャリアデザイン相談」などの相談事業を実施します。また、TAMA女性センターの認知度・利用度の向上に向けた周知活動を推進します。	TAMA女性センター
生活困窮者支援事業【再掲】		生活福祉課
教育センター事業（新規）	多摩市立教育センターでは主に東京都多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒・その保護者、及び多摩市立小・中学校の教職員を対象に、臨床心理士・教育関係者等が各種事業を行っています。	教育センター
発達障がい児（者）相談支援事業【再掲】		発達支援室
民生委員協議会（新規）	民生委員は、社会奉仕の精神をもって、福祉関係について問題をかかえている方の相談や必要な援助を行う一方、福祉事務所、児童相談所など関係機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員も兼ねています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。	福祉総務課

施策 23 子ども・若者を支援するしくみづくり

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子ども若者育成支援事業【再掲】		児童青少年課
就業労働相談事業【再掲】		経済観光課
児童館事業【再掲】		児童青少年課
児童発達支援通所事業【再掲】		発達支援室
放課後デイサービス【再掲】		障害福祉課

基本施策4-② 子どもの貧困対策 **④子ども若者部会**



施策 24 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
生活困窮者支援事業 【再掲】		生活福祉課
学習支援（新規）	経済的な事情で塾に通うことができない、中学生と高校生を対象に学習支援を行う。	子育て支援課
生活福祉資金貸付事業 （社協） （新規）	離職等により日常生活全般に困難を抱えている世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と貸付を行う制度です。貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、定められた条件に該当する世帯が対象です。	福祉総務課
フードドライブ事業 （社協） （新規）	各法人が行うイベント等でフードドライブ（各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動）の窓口を設置し、地域における公益的な取り組みを行います。	福祉総務課

施策 25 地域の中での支援ネットワークづくり

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子ども若者育成支援事業（講演会、庁内研修）（新規）	ひきこもり及び子どもの貧困に関する講演会をそれぞれ実施した。ひきこもりについては、早めに対応することの必要性について理解を広めるとともに、参加者のニーズを知ることができた。	児童青少年課
子育て世代包括支援センター事業 【再掲】		健康推進課